

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月25日

【事業年度】 第54期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社リログループ

【英訳名】 ReLo Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 謙一

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿四丁目3番23号

【電話番号】 03(5312)8704

【事務連絡者氏名】 専務取締役 門田 康

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿四丁目3番23号

【電話番号】 03(5312)8704

【事務連絡者氏名】 専務取締役 門田 康

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	205,117	225,437	250,864	313,019	333,603
経常利益	(百万円)	14,238	16,943	20,072	20,146	16,129
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	9,151	10,782	13,005	3,818	9,354
包括利益	(百万円)	9,587	10,616	13,439	1,511	12,974
純資産額	(百万円)	39,742	42,808	54,507	52,150	59,916
総資産額	(百万円)	99,347	125,998	148,477	228,102	236,259
1株当たり純資産額	(円)	262.22	283.54	349.82	324.93	374.35
1株当たり当期純利益金額	(円)	61.47	71.91	87.20	25.35	61.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	60.65	71.16	78.90	21.25	55.37
自己資本比率	(%)	39.6	33.6	35.2	21.6	24.0
自己資本利益率	(%)	25.3	26.4	27.5	7.5	17.7
株価収益率	(倍)	30.0	41.0	35.7	89.4	37.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,023	8,856	11,611	15,311	24,029
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,158	7,458	3,779	55,275	5,441
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,613	13,042	8,190	48,327	5,534
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	13,309	27,933	27,432	33,490	49,219
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	1,826 [1,372]	2,095 [1,682]	2,302 [1,832]	4,280 [2,105]	4,208 [2,072]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2017年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 第53期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少は、のれんに係る多額の減損損失の計上等によるものであります。

5. 第54期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第53期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	10,925	8,496	7,610	10,457	11,608
経常利益 (百万円)	9,282	6,814	6,230	8,796	9,724
当期純利益 (百万円)	9,186	6,641	6,028	8,392	8,985
資本金 (百万円)	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667
発行済株式総数 (株)	15,295,120	152,951,200	152,951,200	152,951,200	152,951,200
純資産額 (百万円)	15,566	14,630	17,511	22,027	26,015
総資産額 (百万円)	46,281	64,181	62,084	126,541	133,059
1株当たり純資産額 (円)	103.56	97.97	117.20	144.58	170.17
1株当たり配当額 (円)	184.00	22.00	26.00	29.00	19.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	61.71	44.29	40.42	55.72	59.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	60.89	43.74	35.11	49.97	53.07
自己資本比率 (%)	33.5	22.8	28.2	17.3	19.3
自己資本利益率 (%)	73.3	44.1	37.5	42.6	37.7
株価収益率 (倍)	29.9	66.5	76.9	40.7	39.4
配当性向 (%)	29.8	49.7	64.3	52.0	32.0
従業員数 (人)	81	87	88	109	113
[外、平均臨時雇用者数]	[23]	[23]	[33]	[18]	[19]
株主総利回り (%)	123.6	20.9	22.1	16.8	17.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	18,380 1,909	3,340	3,365	3,240	2,983
最低株価 (円)	13,620 1,780	1,785	2,431	1,798	1,796

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2017年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

4. 印は、株式分割(2017年3月31日、1株 10株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

年月	事項
1967年3月	勤労者向け住宅の新築・増改築等の建設工事及び内装工事の施工を目的として、島根県鹿足郡津和野町に日本建装(株)を設立
1969年1月	日本建装(株)から日本住建(株)に商号変更
1978年9月	三井物産(株)の社宅、寮等の営繕の指定業者となる
1979年10月	三井物産(株)の国内、海外転勤者の留守宅管理を開始
1984年5月	日本住建(株)から(株)日本リロケーションセンターに商号変更し、本格的にリロケーション事業を開始
1989年6月	(株)日本リロケーションセンターから(株)日本リロケーションに商号変更 米国における日本人転勤者・出張者の便宜を図る為、三井物産(株)、物産不動産(株)及びMITSUI & CO. (U.S.A.), INC. と合併にてRelocation International (U.S.A), Inc. を設立
1990年5月	(株)リロケーション・ファイナンス(2003年7月に(株)リロ・フィナンシャル・ソリューションズに商号変更)を設立
1992年7月	本社を東京都新宿区新宿四丁目3番23号に移転
1993年9月	企業の福利厚生を総合的に支援する福利厚生代行サービス「福利厚生倶楽部」を開始
1999年9月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1999年10月	麻生セメント(株)との合併により(株)福利厚生倶楽部九州を設立
2000年5月	名古屋鉄道(株)との合併により(株)福利厚生倶楽部中部を設立
2000年7月	企業及び従業員に対する住まいのトータルソリューションサービス「リロネット」を開始 (株)中国電力との合併により(株)福利厚生倶楽部中国を設立
2001年7月	当社のリロケーション事業及び福利厚生代行サービス事業を新設会社分割により、それぞれ(株)リロケーション・ジャパン及び(株)リロクラブに承継 当社を持株会社に移行し、(株)リロ・ホールディングに商号変更
2001年8月	(株)リラックス・コミュニケーションズを設立
2004年10月	当社の会員制リゾート事業を会社分割により(株)リロパッケージに承継
2005年6月	(株)リロケーション・エキスパートサービス(2008年10月に(株)リロケーション・インターナショナルに商号変更)を設立
2005年6月	Redac, Inc. (2013年2月にRelo Redac, Inc. に商号変更)を連結子会社化
2007年10月	(株)リラックス・コミュニケーションズが(株)リロクラブを吸収合併
2009年9月	(株)アール・オー・アイ(2009年10月に(株)ワールドリゾートオペレーションに商号変更)を設立
2009年12月	日本ハウズイング(株)を関連会社化
2010年1月	(株)東都の全株式を取得し連結子会社化
2010年6月	東京証券取引所市場第二部に上場
2011年11月	東京証券取引所市場第一部に上場
2014年12月	パナソニック エクセルインターナショナル(株)(2014年12月にリロ・パナソニック エクセルインターナショナル(株)に商号変更)を連結子会社化
2015年4月	(株)リラックス・コミュニケーションズが(株)リロクラブに商号変更
2016年7月	(株)リロ・ホールディングから(株)リログループに商号変更
2016年9月	Associates for International Research, Inc. を連結子会社化
2017年4月	普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施
2019年3月	(株)ホットハウスを連結子会社化
2019年6月	BGRS Limitedを連結子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社95社及び持分法適用関連会社(共同支配企業を含む)6社により構成されております。当社は特定上場会社等に該当しており、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

また、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

(1) リロケーション事業

当事業は、借上社宅管理事業、賃貸管理事業、海外赴任支援事業等国内外で日本企業の人の移動を総合的にサポートしております。借上社宅管理を中心に物件検索等による転居支援、留守宅管理等を手掛けております。併せて賃貸不動産の管理や仲介をはじめとした賃貸管理事業を展開し、企業の住宅に関する様々なニーズに応えるべく総合的にサービスを展開しております。また、海外赴任支援事業においては日本企業を支援すべく、北米をはじめとした現地において、赴任前から帰任に至るまで、海外赴任サポート等のサービスを総合的に展開しております。

(2) 福利厚生事業

当事業は、企業の業務負担とコストを軽減し様々なコンテンツを従業員へ提供する福利厚生代行サービスや、提携企業向けに顧客特典代行サービス等を提供しております。また、関連事業として住まいの駆け付けサービスを手掛け、顧客会員の生活を総合的にサポートしております。

(3) 海外戦略事業

当事業は、グローバル企業に対する赴任管理サービスや海外赴任に関連する各種データの提供など、グローバル企業で働く人々の移動を支援するとともに、当社グループが世界の市場にリーチする土台作りに挑んでおります。

(4) 観光事業

当事業は、福利厚生事業の会員基盤や、企業の保養所をはじめとした地方の中小型のホテル、旅館の運営ノウハウを活用し、ホテル運営事業と別荘のタイムシェア事業を展開するほか、後継者問題を抱えるホテル、旅館の再生にも取り組んでおります。

(5) その他事業

当事業は主力事業の基盤を活かし金融関連事業等を展開しております。

事業の系統図は概ね次のとおりであります。



* 上記の他、連結子会社79社、持分法適用関連会社1社があります。

* リロ・パナソニック エクセルインターナショナル株式会社は2021年4月1日に株式会社リロエクセルに社名変更しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)リロケーション・ジャパン (注) 2、3	東京都新宿区	100	リロケーション事業	100	当社に管理部門事務を委託している貸付金がある役員の兼任あり
(株)リロクラブ (注) 3	東京都新宿区	100	福利厚生事業	100	当社に管理部門事務を委託している業務委託をしている役員の兼任あり
(株)東都	東京都狛江市	100	リロケーション事業	100	当社に管理部門事務を委託している
(株)駅前不動産ホールディングス	福岡県久留米市	20	リロケーション事業	90	役員の兼任あり
(株)リロパートナーズ	東京都新宿区	100	リロケーション事業	100	当社に管理部門事務を委託している貸付金がある役員の兼任あり
(株)リロケーション・インターナショナル	東京都新宿区	75	リロケーション事業	100	当社に管理部門事務を委託している役員の兼任あり
BGRS Limited (注) 2、3	カナダ オンタリオ州	495,000 千米ドル	海外戦略事業	100	貸付金がある役員の兼任あり
Relo Redac, Inc.	米国 ニューヨーク州	600 千米ドル	リロケーション事業	100	貸付金がある役員の兼任あり
Associates for International Research, Inc. (注) 3	米国 マサチューセッツ州	6,427 千米ドル	海外戦略事業	97	貸付金がある役員の兼任あり
その他86社					
(持分法適用関連会社)					
日本ハウズイング(株) (注) 4	東京都新宿区	2,492	リロケーション事業	33	業務提携あり 役員の兼任あり
その他5社 (注) 5					

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。

2. (株)リロケーション・ジャパン及びBGRS Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

(単位:百万円)

	(株)リロケーション・ ジャパン	BGRS Limited
売上高	177,108	46,759
経常利益又は 経常損失()	1,813	1,405
当期純利益又は 当期純損失()	977	1,846
純資産額	10,390	42,990
総資産額	45,148	63,915

3. 特定子会社に該当しております。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. 「その他」には共同支配企業1社を含んでおります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
リロケーション事業	1,912	(1,156)
福利厚生事業	375	(176)
海外戦略事業	1,450	(11)
観光事業	312	(705)
報告セグメント計	4,049	(2,048)
その他	46	(5)
全社(共通)	113	(19)
合計	4,208	(2,072)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
113 (19)	40.3	6.9	5,806

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 従業員数は、すべて特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 平均年間給与は、税込支払給与額であり、基準外給与及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「当社グループのサービスを通じて、人や企業が後顧の憂いなく安心して本来の力を発揮できるようにサポートすること」を創業来の精神としております。そして、赴任者や転勤者などの持家を管理する留宅管理サービスをはじめとして、福利厚生代行サービス「福利厚生倶楽部」、顧客特典代行サービス「クラブオフアライアンス」、借上社宅管理アウトソーシングサービス「リライアンス」、海外赴任支援サービスなど、社会ニーズがありながら事業化されていなかったビジネスを立ち上げ、成長してまいりました。

<使命>

「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」

「真のサムライパワーを発揮できるよう、日本企業の世界展開を支援すること」

「これから始まる日本の大転換をサポートすること」

<ビジョン>

『グローバル・リロケーションカンパニーNo.1』

創業来の精神を受け継ぎ、新たな成長ステージへ移行すべく、2012年3月期を初年度とする20年以上に及び中長期の事業構想『第二の創業』を策定し、前半を「第二の創業ステージ」、後半を「グローバル創業ステージ」と位置付けて、4年毎に中期経営計画『オリンピック作戦』を策定しております。

前半の「第二の創業ステージ」においては、国内市場が縮小し日本企業の世界展開が益々加速することを見据えて、日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう本業以外の業務をサポートし、真のサムライパワーを発揮していただけるよう日本企業の世界展開を支援することを掲げて取り組んでいます。

後半の「グローバル創業ステージ」では、日本企業と世界で活躍する企業の従業員の皆様から「海外赴任・海外生活のサポートならリロ」と言われる存在になり、グローバルに展開する企業に対して、その移動に関する一切をサポートできることを掲げ取り組んでまいります。

当社は、2019年5月23日に公表した中期経営計画「第三次オリンピック作戦」において、2023年3月期における業績目標を、売上高3,700億円、税金等調整前当期純利益355億円とし、上記の使命を掲げ、その実現に向け、国内市場シェアダントツNo.1に向けた国内事業のさらなる強化に取り組むと同時に、世界の市場にリーチする土台作りに取り組んでまいりました。

一方で、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全世界の経済活動が停滞し、先行きが不透明な状況が続いており、現時点でも国境を跨ぐ人の移動が制限されているほか、新規営業活動にも遅れが生じるなど、当初計画に影響が出ております。

かかる状況を踏まえ、2020年11月に中期経営計画「第三次オリンピック作戦」の最終年度を2023年3月期から2025年3月期に延長することとし、2021年5月13日付で「中期経営計画「新第三次オリンピック作戦」に関するお知らせ」を公表いたしました。

(2) 目標とする経営指標

「新第三次オリンピック作戦」期間においては、最終事業年度（2025年3月期）における業績目標を、売上高4,100億円、税金等調整前当期純利益355億円とし、達成に向け取り組んでまいります。

なお、本格的なグローバル展開に向けた経営基盤の強化及び財務情報の国際的な比較可能性を高めることを目的として、本中期経営計画期間中に国際財務報告基準（IFRS）の適用を検討してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

21世紀最大の困難と言われるパンデミックが発生し、あらゆることにおいて先行きが不透明な状況ではありますが、この混乱の後、日本国内においては人口減少がより鮮明となり、国内市場は縮小する一方、人材採用の課題や生産性向上に向けた働き方改革等を背景とした企業のアウトソーシングニーズは拡大するとともに、国外においても日本企業の世界展開がグローバルカンパニーをM&Aでグループ化する方法により、再び加速すると予想しておりま

す。

この「新第三次オリンピック作戦」では、使命・ビジョンの実現に向け、国内市場シェアダントツNo.1に向けた国内事業のさらなる強化に取り組むと同時に、世界の市場にリーチする土台作りにも挑んでまいります。

また、お客様への更なるサービス充実を決意し、当社グループの底力の基盤となるストックビジネスを強化することに加え、今後も予想される度重なる危機に際し、挑戦を続けられるよう財務基盤の強化に取り組んでまいります。

そして、全事業におけるシステム化・デジタル化を推進し、利益目標のみならず、より長期的な視点を持ち、当社グループの使命とビジョンの実現に邁進する所存です。

なお、各事業間におけるシナジーとシステム投資などの経営資源配分をより効率的に実施することを目的に、経営管理体制を再構築し、2021年3月期より事業セグメントを変更いたしました。

具体的には、報告セグメントを従来の「国内リロケーション事業」、「福利厚生事業」、「赴任支援事業」、「海外事業」、「観光事業」から「リロケーション事業」、「福利厚生事業」、「海外戦略事業」、「観光事業」に変更しております。

各事業における具体的な取り組みについては以下のとおりです。

<リロケーション事業>

「リロケーション事業」は、「借上社宅管理事業」、「賃貸管理事業」、「海外赴任支援事業」により構成されております。

借上社宅管理事業

2011年4月より開始した中期経営計画「第一次オリンピック作戦」から10年間で、借上社宅管理事業における社宅管理戸数は、3倍超となる20万戸まで拡大してまいりました。また、2021年3月期の社宅管理における受託件数は過去最高となるなど、国内市場シェアダントツNo.1に向けて着実に歩みを進めております。

「新第三次オリンピック作戦」では、引き続き社宅管理戸数および留守宅管理戸数を積み上げ、ストック基盤を強化してまいります。また、この間に新システムが完成し本格稼働することで、オペレーションの効率化による利益率の改善や、転勤時の物件探しをサポートするリロネットのユーザビリティの向上を図り、競争力を強化していく考えであります。

なお、当事業では、2025年3月期に営業利益90億円とすることを想定しております。

賃貸管理事業

賃貸管理事業においては、事業承継問題を抱える我が国の不動産賃貸管理業において、この受け皿となるべく「賃貸管理全国7ブロック展開」を2013年より開始いたしました。以来、多数の賃貸管理会社からの賛同を受け、40社以上の賃貸管理会社がグループ入りし、現在、賃貸管理戸数も約10万戸となりました。そして、中間持株会社リロパートナーズを設立し、「リロの賃貸」という共通ブランドをスタートするとともに、賃貸管理会社間でのノウハウ共有やサービスの連携を推進してまいりました。その結果、顧客満足度の向上や事業シナジーを創出することに成功しているほか、前期は、コロナ禍においても大きな成長につなげる事が出来ました。

「新第三次オリンピック作戦」では、これら機能を通じ、本業界において今後ますます加速していく事業承継問題を解決し、「日本最大の住宅系レンタルマネジメント機関になる」というビジョン実現に向け、引き続き賃貸管理戸数を積み上げてまいります。

なお、当事業では、2025年3月期に営業利益95億円とすることを想定しております。

海外赴任支援事業

2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全世界で経済活動が停滞し、国境を跨ぐ人の移動の制限が続いています。しかしながら、このような状況においても、当社グループが手掛ける海外赴任支援サービスへのニーズは相当数いただいております。そこから、日本企業が海外へ人材を派遣する方針に変化はなく、海外赴任支援サービスや海外現地サービスが無くてはならないサービスであることを再認識できました。

「新第三次オリンピック作戦」では、収益のストック化やシステム投資による業務の自動化などに注力するほか、海外赴任支援サービスと海外現地サービスの連携をより強化し、日本と海外間の移動に係るサービスを拡充してまいります。また、海外戦略事業と連携することで、世界的に人の移動を取り扱うことができる国内唯一の存在として、日本企業の世界展開を支援してまいります。

なお、当事業では、2025年3月期に営業利益24億円とすることを想定しております。

<福利厚生事業>

わが国では、昨今、少子高齢化に伴う人口の減少や育児や介護との両立など、労働人口や労働環境が著しく変化をしております。そのため、福利厚生事業においては、「大手企業と中堅・中小企業の福利厚生の格差を埋める」という創業の使命と、近年では、「首都圏企業と地方企業の福利厚生の格差を埋める」という旗印のもと、企業と企業で働く従業員に対し、育児・介護の支援、健康増進・メンタルケアなど社会的に必要とされるサービスを提供し、福利厚生の諸問題を解決してまいりました。

「新第三次オリンピック作戦」では、働き方改革やテレワークといった勤務形態により発生する新たな課題として、社員間のコミュニケーションをサポートするコンテンツや、社員の健康促進を管理するアプリなどを開発、提供することで、中堅・中小企業および地方への営業をより一層強化し、会員数および契約社数の増加に繋げてまいります。

また、企業が顧客を囲い込む動きは更に強まっていることから、福利厚生事業で培った全国に及ぶサービス基盤を活かし、クライアント企業の顧客組織化をサポートするCRM事業や不動産管理会社を中心に提供する24時間駆け付けサービスについても、積極的に展開してまいります。

なお、当事業では、2025年3月期に営業利益145億円とすることを想定しております。

<海外戦略事業>

海外戦略事業は、この一年、大きな困難を経験しましたが、BGRSを中心に、システム化による合理化を一部前倒しにするなど、反撃開始に向けた準備を整えてまいりました。本年に入り、世界の先進国でワクチン接種が開始されたことにより、北米や欧州を中心に国内移動の制限が緩和され、需要回復の兆しは見え始めております。

「新第三次オリンピック作戦」では、他事業同様、収益のストック化やシステム投資による業務の自動化などに注力すると同時に、北米はもとより、欧州・アジアなどの地域においてお客さまをサポートする体制を構築し、『グローバル・リロケーションカンパニーNo.1』というビジョン達成に向け、日本企業やグローバル企業の世界展開を支援してまいります。

なお、当事業では、2025年3月期に営業利益16億円とすることを想定しております。

<観光事業>

観光事業では、福利厚生事業の会員基盤やタイムシェア事業の運営ノウハウを活用し、企業の保養所をはじめ、比較的規模の小さい中小型のホテル、旅館の再生に取り組んでおります。2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループが運営するいくつかの施設でも休館を余儀なくされるなど、大きな影響を受けましたが、当社グループの送客力を活かし、営業利益ベースで黒字を確保することが出来ました。

そのような中、地方における中堅・中小規模のホテルでは、賃貸管理会社同様、後継者問題などを抱えていることに加え、新型コロナウイルス感染症により、事業運営を断念するケースも少なくありません。

「新第三次オリンピック作戦」では、これまでの実績を踏まえ、「観光を通じた地方活性化」を使命とし、引き続き地方における中堅・中小規模のホテルの運営支援を中心に事業を推進してまいります。

なお、当事業では、2025年3月期に営業利益20億円とすることを想定しております。

(4) 新型コロナウイルス感染症(COVID 19)の影響について

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は国内外で人の移動を制限しており、当社グループも人の移動制限により国内・海外転勤に関連する事業が停滞したほか、観光事業でも大きな影響を受けました。

ワクチン接種が始まったものの感染拡大の収束時期については不確実性が高く予想は困難であります。新型コロナウイルス感染症の経済等への影響は第1四半期を中心に年度を通じて継続するものと仮定しております。

なお、事業毎の事業環境と新型コロナウイルス感染症の影響は以下のとおりです。

<リロケーション事業>

借上社宅管理事業

日本企業の人の移動の一部に中止や延期が発生したことで転居支援サービス等一部の収益は前年を下回りましたが、借上社宅管理事業の管理戸数が増加したことで管理手数料収入が伸長しました。また、企業におけるアウトソーシングニーズが高まっていることを背景に、受託件数は過去最高となるなど事業基盤を拡大するこ

とができました。

賃貸管理事業

人の移動が停滞したことで、一部地域で法人需要や学生需要が落ち込んだほか、不動産売買や仲介に係る収益が減少しましたが、賃貸管理戸数が増加したことで管理手数料は伸長しました。また、より充実した住空間を求める動きや都心部から郊外へ移る新たな需要が発生したことなどから、仲介件数は前年並となり、業績への影響は限定的でした。

海外赴任支援事業

日本企業の人々の移動をサポートする当事業では、国境をまたぐ移動の制限により海外赴任支援世帯数は前年を下回るなど、業績に大きな影響が出ました。しかしながら海外赴任支援サービスへのニーズは相当数いただいており、そこから、日本企業が海外へ人材を派遣する方針に変化はないことから、需要の回復に備えシステム投資や事業のストック化を進めてまいります。

< 福利厚生事業 >

複数の宿泊施設やレジャー施設が営業休止となった影響を受けたものの、会費収入が伸長したことなどから業績への影響は限定的でした。

< 海外戦略事業 >

グローバル企業に対する赴任管理サービスや海外赴任に関連する各種データを提供している当事業では、世界的なロックダウンや渡航制限の影響から顧客企業による赴任者数が減少するなど、業績に大きな影響を受けました。2022年に入り、ワクチン接種が開始された北米や欧州を中心に国内移動の制限が緩和されていることから、「新第三次オリンピック作戦」期間後半にかけて需要が回復する兆しは見え始めております。

< 観光事業 >

緊急事態宣言発令期間を中心に、当社グループが運営するいくつかの施設でも休館を余儀なくされたほか、宿泊数が減少したことから、業績に大きな影響を受けましたが、販売関連費用をはじめとした費用削減や当社グループの送客力を活かしたことで、2021年3月期は黒字を確保することが出来ました。

(5) 会社の対処すべき課題

グループ経営資源の活用

当社グループは、これまで企業福利厚生分野の総合アウトソーサーとして、住宅領域とライフサポート領域の双方にまたがるサービスを提供するグループ体制を構築してまいりました。

今後は、当社グループのサービスをご利用いただいている法人・個人の皆様に、当社グループが提供する複数のサービスを相互にご利用いただけるようにクロスセルモデルを確立するとともに、既存事業とシナジーの高い事業領域においては、新たにサービスを拡充することにより、更なる事業基盤の拡大を図ってまいります。

新規事業の育成

当社グループは、留守宅管理サービスや福利厚生代行サービス、借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、海外赴任支援サービスなど先駆的なビジネスモデルを創出し、これらの事業を拡大することにより成長してまいりました。今後も、さらなる成長に向けて、主力事業と関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げていくとともに、インキュベーション途上にある事業は、早期に事業基盤を確立し利益貢献を果たすよう育成してまいります。

景気変動等への対応

当社グループの主力事業である、借上社宅管理事業、福利厚生事業、賃貸管理事業などは、景気変動による影響は限定的であると考えておりますが、観光事業については、景気変動による個人の消費動向の影響を受け易いため、今後もより効率的な運営体制の構築を図るとともに、魅力あるリゾート施設の企画や運営などにも努めてまいります。

個人情報保護法への対応

当社グループは、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が非常に重要であると認識してお

ります。既に複数の事業会社でプライバシーマークを取得しておりますが、グループ全社で継続的改善に取り組み、より高いレベルの運営を目指してまいります。

海外展開に向けたグローバル人材育成

当社グループは日本企業の世界展開の加速に合わせ、赴任支援事業や海外事業を拡大してまいりました。また、グローバルカンパニーで働く人々の移動への対応を鑑み、海外のリロケーションカンパニーをM&Aによるグループ入りを実現し、さらなる事業拡大の準備をしてまいりました。今後は世界市場で競争力を持つために必要な人材の採用と育成に取り組んでまいります。

デジタル化の推進

当社グループは福利厚生事業において大規模なシステム開発を実施し事業の拡大及び利益率の改善を実現してまいりました。他事業でも同様の展開による成長を目論むとともに人手不足への対応を鑑み、さらなるシステム投資を行います。なお、当期よりCIO（最高情報責任者）のポジションを設置し、グループ全体のデジタル化推進に取り組めます。

事業体制強化への対応

当社グループは、企業福利厚生の総合アウトソーサーとして事業継続に向けたBCP（事業継続計画）を定めておりますが、近年増加している天災や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大等の状況においてもサービスを継続できるように事業体制をより強固にすべく、グループ全社で継続的改善に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、株主及び投資家の皆様の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。以下に記載するリスクが生じることにより、当社グループの業績及び財政状態が悪化する可能性があります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避並びに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、今後リスク要因が増加する可能性も有しております。

(1) グループ全体または複数事業に及ぶ共通リスク

企業福利厚生制度の変遷について

当社グループの主力事業である企業福利厚分野に関連する事業においては、従来の日本型福利厚生制度ともいえる全従業員へ均等に提供する形態から、欧米型ともいえる成果主義・自己責任に基づく手当支給の形態へと制度を移行する企業も一部にあります。また、日本企業の世界展開が加速する環境の中、グローバル化によって賞与の制度等が欧米型に移行する企業が増加する可能性があります。

当社グループは、日本型福利厚生のアウトソーシングサービスを主力事業としており、今後ともこの事業分野に注力していく方針であります。海外における福利厚生の事例や制度を研究するとともに、当社独自のメニューの開発等にも力を入れ、今後の福利厚生制度の変遷に対応する対策を行っております。しかしながら、顧客企業の福利厚生制度が欧米型に変遷することなどに当社グループが適切に対応できない場合には、ビジネスモデルの変更などを迫られる可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制の変更や会計基準改定について

当社グループは、顧客企業やその従業員の皆様に対し不動産取引（仲介・管理・賃貸・販売）、リフォーム・建築、旅行（ホテル・旅館）、物販など様々な分野にわたるサービスを提供しております。

これらの事業運営にあたっては、宅地建物取引業法、建設業法、旅行業法及び消防法等の各種免許や許認可等が必要となる他、それら業務手順などにおいても法律や規制の制限を受けております。当社グループは、以下の主要な許認可を含めこれらの許認可等を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可等が取り消しとなる事由は発生しておりませんが、今後、これらの事業に関する法令や会計基準等の改定又は新設に対し、当社グループが適切に対応できない場合などには、当社グループの事業展開、並びに業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称		有効期限	取消事由
宅地建物取引業者	国土交通大臣 (4)第6164号	2021年7月2日	宅地建物取引業法 第66条及び第67条

また、当社グループの提供するサービスは、会計に係る法律や規則に基づく制限も受けております。情報収集に努めるとともに、監査法人との対話を通じて適宜対応をしておりますが、会計基準等の改変又は新設に対し、適切に対応できない場合などには、当社グループの事業展開、並びに業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループでは、物件所有者や入居者、顧客企業の従業員の皆様やホテル利用者、別荘のタイムシェア事業における会員など、多くの個人情報を取り扱っており、それらをデータとして保持・管理しております。

当社グループでは、個人情報の取り扱いに関して厳格なルールと承認プロセスを定め、個人情報を取り扱う業務についてはそれらに基づき運用している他、個人情報に関する定期的な研修を開催し、グループの全役職員への教育を徹底することなどにより個人情報の漏洩防止を図っております。また、業務全般を恒常的にモニタリングする部署を設置し、個人情報の取り扱いに関する指導と不正防止の強化に取り組んでおります。しかしながら、個人情報の漏洩が社会問題ともなっておりますように、万一、何らかの理由により当社グループでそのような事態が発生した場合には、損害賠償や信用失墜といった有形無形の損害を被る可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人の移動の停滞について

当社グループは、借上社宅管理事業において物件検索等による転居支援を提供するほか、賃貸管理事業においては顧客オーナーに替わり管理物件のテナント募集・仲介を行い、赴任支援事業では海外赴任に関わる手続きをサポートしております。海外事業においても、グローバル赴任管理サービスを企業へ提供しております。これらのサービスは人が移動する際に収益が発生するものであり、天災や紛争、感染症等の影響を受けて移動が制約された場合はサービスに対する需要が低下する可能性があります。

当社グループは、安定的な営業収益の確保に努めており、人の移動に関わらず継続的に得られる収益も一定程度有しております。しかしながら人の移動に制約が生じ、その制約が広範囲かつ長期に及ぶ場合は収益機会等が大きく変動し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報通信システムについて

当社グループでは、福利厚生事業におけるシステム投資を通じた成功事例をグループ全体で共有し、他の事業においても従来の利益成長率を上回る成長曲線を描くことを目的に事業基盤整備や業務効率化を企図したシステム投資を継続的に行っております。当社グループのシステム等を統括する専門部署を設置している他、CIO（最高情報責任者）を新設し、特に重要な事業会社の取締役役に就任することで各事業会社との連携に取り組んでおります。しかしながら、システム投資の費用が想定より増加した場合、計画策定時に企図した利益目標達成に寄与しない危険性があります。また、システムは当社グループにおける様々な事業運営に内在しており、それらにトラブルが発生し、その影響が広範囲かつ長期に及ぶ場合はシステムの機能回復等にかかる費用の発生、損害賠償や信用失墜といった有形無形の損害を被る可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

新規事業の育成について

当社グループは、留守宅管理サービスや福利厚生代行サービス、海外赴任支援サービスなど先駆的なビジネスモデルを創出し、これらの事業を拡大することにより成長してまいりました。今後も、さらなる成長に向けて、主力事業と関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げていくとともに、インキュベーション途上にある事業は、早期に事業基盤を確立し利益貢献を果たすよう育成してまいり所存ですが、新しい社会的な要請に対応可能なサービスを創出できず、当社グループとして適切に対応できない場合は事業展開、業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の獲得及び育成について

当社グループが継続的に成長を成し遂げていくために、人材の獲得及び育成は重要な要素のひとつとして挙げられます。創業当時から、当社グループでは「パートナーシップ経営」と称して当事者としての経営参加を従業員に

推進し、表彰制度の拡充やストックオプションの提供等を通じた優秀な人材の確保とモチベーション向上による育成に取り組んでまいりました。また、社員に舞台を与える経営を基本方針とし、持株会社体制をとることで経営者人材の育成を図る他、将来の幹部候補をジュニアボードとして指名し、その成長を監督・支援するなど、後継者を育成する体制を構築しております。加えて、キャリアサポート制度を設置し、年次毎に異なるキャリア形成を促す取り組みを全社員に対し実施するなど、引き続き人材獲得及び育成に対応しております。

当社グループは継続的な成長を維持していくために、さらに業容を拡大する計画にありますが、事業の拡大に伴う必要人員の増加に対し、日本の労働人口の減少が進行することにより必要な人材の確保が難しくなる可能性があります。また、新規事業の開発等、適正な知見を持つ人材の採用において競合他社との競争環境が悪化することも予想されます。優秀な人材が採用できない場合や人材の育成が十分に進まなかった場合には、当社グループの成長を阻害する要因となる可能性があり、新規事業の開発が鈍化するなど業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害や新型コロナウイルスを含む感染症について

当社グループは、顧客企業の従業員の住居を含む福利厚生サービス提供する企業として事業活動を継続し社会機能を維持する役割を果たすため、災害や新型コロナウイルス感染症等に対応するための行動基準について整備するほか、救護や避難の訓練等を継続的に実施しております。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、代表取締役直下に複数部署にまたがる対策チームを設置し、各事業会社からの迅速な情報収集と適切な対応に努めるとともに、従業員に対してはリモートワークの活用や電子契約への対応といった体制の整備を通じて感染防止に努めております。

しかしながら、従業員や顧客の罹患等により営業活動に制約が生じた場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

減損会計について

当連結会計年度末時点で、当社グループでは、ホテルや会員制リゾートなどの滞在施設の一部を有形固定資産として計上しております。また、M&Aによる連結子会社の増加に伴いのれんを計上しております。M&Aにおいて当社グループは適切な買収対象の選定、投資の実行及び被買収事業のPMI等について複数の実績を有しておりますが、今後グループ入りした企業にて事業の収益性や市況等の動向による影響又はPMIの遅延が生じた場合、これらの資産について、減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 各事業におけるリスク

リロケーション事業

i. 商習慣の変化について

当事業においては、顧客企業やその従業員、物件オーナー等に対し不動産取引（仲介・管理・賃貸・販売）、リフォーム・建築等多岐に渡るサービスを提供しており、各取引においては地域毎に存在する商習慣又は商習慣に基づく契約規格が存在します。

当社グループはそれら商習慣又は商習慣に基づく契約規格を前提としたビジネスモデルを構築し、現在にいたるまで成長を継続しておりますが、今後、敷金、仲介手数料といった商習慣に基づく契約規格に変化があった場合や、電子契約や重要事項説明の非対面化といった情報通信システムの発展に伴う手続きの簡便化や商習慣の変化等に対し、当社グループが適切に対応できず付加価値を提供できなくなった場合には、事業展開並びに業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

M&A戦略について

当社グループは、「全国7ブロック展開」を企図し、中期経営計画等の事業計画においてもM&Aを戦略の一環として位置づけ、今後もその実行を検討してまいります。しかしながら、将来のM&Aについては、計画上必要な買収対象が市場にあるとは限らず、買収対象があった場合においても、当社グループにとって受入可能な条件で合意に達することができないなどの不確実性を伴います。継続的な情報収集に努めておりますが、M&Aによる戦略が奏功しなかった場合、事業計画策定時に企図した利益目標に寄与せず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

.債務保証について

当社グループでは、国内及び海外において管理している賃貸物件等に対する滞納家賃の督促・保証サービスを行っております。当該保証サービスの対象となる入居者の審査にあたっては当社グループの基準や各種法令に則り、適切に行っておりますが、急激な景気の悪化など、何らかの理由により滞納件数が想定を上回り、滞納債権が増加した場合などには、貸倒引当金の積み増しなどにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

.ビザの発行遅延や規制の変化について

当事業では日本から海外各地への赴任手続を代行するサービスを提供しておりますが、海外への渡航や就労にあたり必要なビザは世界の経済動向、天災や紛争、感染症等に影響を受けて発行が停止される場合があります。発行停止が長期間に及び赴任スケジュールに変更があった場合、また、規制等に変更が生じ、それらに対し適切に対応できない場合は当社グループの業績へ影響が及ぶ可能性があります。

福利厚生事業

.市場の飽和について

当事業では顧客企業に替わり、従業員へ福利厚生サービスを提供しておりますが、都市部においては福利厚生代行サービスの利用の浸透に伴い同業他社との競争が激化しております。また、地方においては就業人口の高齢化と人口減少が進行しており、長期的には市場が縮小していく可能性があります。

当社グループは市場環境の変化に対応するため、顧客企業の従業員のニーズの変化や働き方改革に代表される社会の動向に沿ったサービスやコンテンツの開発を進めておりますが、料金やサービス品質等の面で利用者の期待に沿えない場合は競争力の低下を招き、顧客の流出や新規の顧客獲得が進まないことなどによる営業成績の悪化が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外戦略事業

.PMIの遅延について

当社グループは2020年3月期にBGRS Limitedを取得し連結子会社化いたしました。今後の事業計画については慎重に検討を重ねておりますが、PMIの遅延等により期待した効果を得られない可能性や、シナジーの創出を期待していた既存事業の成長が実現されない可能性があります。加えて、当社ミッションの共有と戦略の統合に想定以上の時間を有した場合、社員の流出やガバナンスの不明確につながり、期待する効果を得ることが困難になる可能性があります。

.為替について

当事業においてはグローバル企業に対する赴任管理等のサービスを提供しており、これらサービスは日本国外で外貨を通して取引されます。為替ヘッジ取引を活用しておりますが、為替相場が短期間で変動し、かつヘッジ取引が十分に効果を発揮しなかった場合は当社グループの業績と財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

観光事業

.天候不順、感染症等について

当事業においてはホテル運営等の事業を展開しております。各宿泊施設においてはイールドマネジメント等により収益の確保に努めておりますが、悪天候や感染症等が長期に及ぶ場合、消費マインドの冷え込み等により一時的に宿泊数が減少する可能性があります。さらに影響が広範囲かつ長期に及ぶ場合は、悪天候や感染症等による二次被害を防ぐために必要な費用が増加する可能性があります。これらに対して当社グループが適切に対応できなかった場合は、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

.不動産市場環境について

ホテル運営事業では一部施設について当社グループが保有し、売却を行っておりますが、不動産市場は、景気動向、金利動向、地価動向等の影響を受けやすい傾向があります。

当社グループは適切な施設の選定及び運営、運営を通じて資産価値を引き出すことによる売却収益の獲得、売却後における運営受託等についてノウハウを有しておりますが、経済の不確実性や変化等により、不動産市

場の環境が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当社グループは、日本企業の海外進出が活発化し、企業のグローバルな競争が激化する環境下において、「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」、「真のサムライパワーを発揮できるよう、日本企業の世界展開を支援すること」、また、これらの活動を通じ、「これから始まる日本の大転換になくなくてはならない存在になる」という使命のもと、「グローバル・リロケーションカンパニーNo.1」というビジョンを掲げております。その実現に向け、2023年3月期を最終年度とする4カ年の中期経営計画「第三次オリンピック作戦」においては、国内市場シェアダントツNo.1に向けた国内事業のさらなる強化に取り組むと同時に、世界の市場にリーチする土台作りに取り組んでまいりました。一方で、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全世界の経済活動が停滞し、先行きが不透明な状況が続いており、現時点でも国境を跨ぐ人の移動が制限されているほか、新規営業活動にも遅れが生じるなど、当初計画に影響が出ております。

係る状況を踏まえ、2020年11月に中期経営計画「第三次オリンピック作戦」の最終年度を2023年3月期から2025年3月期に延長することといたしましたが、2021年5月13日付で公表した「中期経営計画『新第三次オリンピック作戦』に関するお知らせ」のとおり、最終年度（2025年3月期）における業績目標について、今回改めて、売上高4,100億円、税引前利益355億円とし、挑んでまいります。

当連結会計年度は、借上社宅管理事業や賃貸管理事業における管理戸数等、主力事業のストック基盤が順調に積み上がったことなどから増収となりました。加えて、販売費及び一般管理費等の経費削減に努めたことなどから税金等調整前当期純利益は前年同期を上回る結果となりました。

当連結会計年度の経営成績は、以下のとおりです。

売上高	3,336億3百万円	(前年同期比	6.6%増)
営業利益	124億96百万円	(前年同期比	30.1%減)
税金等調整前当期純利益	157億30百万円	(前年同期比	40.0%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	93億54百万円	(前年同期比	145.0%増)

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、意思決定と業務遂行を迅速かつ効率的にすることを目的に報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。また、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定を反映させております。

リロケーション事業

当事業は、借上社宅管理事業、賃貸管理事業、海外赴任支援事業等国内外で日本企業の人々の移動を総合的にサポートしております。借上社宅管理を中心に物件検索等による転居支援、留守宅管理等を手掛けております。併せて賃貸不動産の管理や仲介をはじめとした賃貸管理事業を展開し、企業の住宅に関する様々なニーズに応えるべく総合的にサービスを展開しております。また、海外赴任支援事業においては日本企業を支援すべく、北米をはじめとした現地において、赴任前から帰任に至るまで、海外赴任サポート等のサービスを総合的に展開しております。

当連結会計年度は、借上社宅管理事業の管理戸数が増加したことで管理手数料収入が伸長したほか、賃貸管理事業においては前連結会計年度に複数の企業がグループ入りしたことから事業基盤が拡大しました。一方、海外赴任支援事業においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な渡航制限等により、海外赴任支援世帯数は前年同期を下回って推移しました。

これらの結果、売上高2,524億90百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益86億41百万円（同18.4%減）となりました。

福利厚生事業

当事業は、企業の業務負担とコストを軽減し様々なコンテンツを従業員へ提供する福利厚生代行サービスや、提携企業向けに顧客特典代行サービス等を提供しております。また、関連事業として住まいの駆け付けサービスを手掛け、顧客会員の生活を総合的にサポートしております。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により福利厚生代行サービスにおける宿泊施設やレジャー施設の利用が影響を受けましたが、会費収入は伸張したことなどから増益となりました。加えて、関連事業である住まいの駆け付けサービスも好調に推移しました。

これらの結果、売上高212億1百万円（前年同期比1.7%増）、営業利益87億98百万円（同10.5%増）となりました。

海外戦略事業

当事業は、グローバル企業に対する赴任管理サービスや海外赴任に関連する各種データの提供など、グローバル企業で働く人々の移動を支援するとともに、当社グループが世界の市場にリーチする土台作りに挑んでおります。

当連結会計年度は、前連結会計年度にグループ入りしたBGRS Limitedが事業基盤の拡大に貢献した一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な渡航制限等の影響により、顧客企業による赴任者数が減少し、営業利益は前年同期を下回る結果となりました。

これらの結果、売上高488億28百万円（前年同期比24.9%増）、営業損失25億19百万円（同9百万円の営業利益）となりました。

観光事業

当事業は、福利厚生事業の会員基盤や企業の保養所をはじめとした地方の中小型のホテル、旅館の運営ノウハウを活用し、ホテル運営事業と別荘のタイムシェア事業を展開するほか、後継者問題を抱えるホテル、旅館の再生にも取り組んでおります。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令期間を中心に宿泊数が減少しまし

たが、「Go To トラベルキャンペーン」の適用期間に業績が回復したことに加え、販売関連費用をはじめとした費用削減の効果もあり黒字を確保しました。

これらの結果、売上高106億16百万円（前年同期比28.4%減）、営業利益 6 億11百万円（同76.0%減）となりました。

その他

その他の事業では、主力事業の基盤を活かし金融関連事業等を展開しております。

当連結会計年度は、売上高 4 億67百万円（前年同期比3.3%増）、営業損失 1 億68百万円（前連結会計年度は 1 億38百万円の営業損失）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社グループでは生産業務は行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	前年同期比(%)
リロケーション事業 (百万円)	252,490	6.2
福利厚生事業 (百万円)	21,201	1.7
海外戦略事業 (百万円)	48,828	24.9
観光事業 (百万円)	10,616	28.4
報告セグメント計 (百万円)	333,136	6.6
その他 (百万円)	467	3.3
合計 (百万円)	333,603	6.6

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比して81億56百万円増加し、2,362億59百万円となりました。これは、2021年 4月 5日に子会社化した日商ベックスグループの取得対価を事前に確保しておいたことによる現金及び預金の一時的な増加があったことに加えて、持分法による投資利益の計上額が増加したことにより投資有価証券残高が増加したことなどが主な要因です。

負債合計は、前連結会計年度末に比して 3 億89百万円増加し、1,763億42百万円となりました。これは、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を満期償還した一方、新たに2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行したことが主な要因です。

純資産合計は、前連結会計年度末に比して77億66百万円増加し、599億16百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を93億54百万円計上し、剰余金の配当が43億93百万円発生したことに加えて、前連結会計年度末から円安が進行したことにより為替換算調整勘定が31億98百万円増加したことが主な要因です。

セグメントごとの資産は、次のとおりであります。

リロケーション事業

当セグメントでは、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、販売用不動産の新規取得を抑制したことにより、販売用不動産残高が減少しました。その結果、当セグメントの総資産は前連結会計年度末に比して22億88百万円減少し、1,136億18百万円となりました。

福利厚生事業

当セグメントでは、福利厚生代行サービスにおける会費収入が伸長したことにより、現金及び預金残高が増加しました。その結果、当セグメントの総資産は前連結会計年度末に比して16億17百万円増加し、82億96百万円となりました。

海外戦略事業

当セグメントでは、海外における新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部の海外拠点の撤退を進めたため、固定資産残高が減少しました。その結果、当セグメントの総資産は前連結会計年度末に比して13億18百万円減少し、675億76百万円となりました。

観光事業

当セグメントでは、ホテル・旅館の再生ソリューション事業において新規に4拠点を取得したことにより、販売用不動産残高が増加しました。その結果、当セグメントの総資産は前連結会計年度末に比して10億42百万円増加し、166億55百万円となりました。

その他

当セグメントの総資産は前連結会計年度末に比して1億96百万円増加し、50億5百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比して157億28百万円増加し、492億19百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、240億29百万円（前年同期比87億17百万円増）となりました。当連結会計年度は税金等調整前当期純利益157億30百万円計上したことに加えて、売上債権残高や販売用不動産残高が前連結会計年度よりも減少したためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、54億41百万円（同498億33百万円減）となりました。前連結会計年度はBGRS Limited株式取得等による連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得支出が534億52百万円発生した一方、当連結会計年度は子会社株式の取得支出が発生しなかったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、55億34百万円（前年同期は483億27百万円の資金獲得）となりました。前連結会計年度はBGRS Limited株式取得に当たり、500億円を長期借入金で調達した一方、当連結会計年度は規模の大きい長期借入金による資金調達が発生しなかったためであります。

なお、当社グループは、「第三次オリンピック作戦」の円滑な遂行を通じたビジョン達成のため、成長に向けた投資機会にも機動的に対応できるよう、十分な資本を確保することが重要と考えております。このような背景のもと、当社グループは2020年12月に2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行し、248億円40百万円を調達しました。本新株予約権付社債の手取金の使途は、以下を予定しております。

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金として、2021年3月末までに約100億円

当社グループのシステム開発のための投資資金として2022年3月末までに約30億円

販売用不動産の購入を含む事業運転資金として、手取金総額から上記及びの合計額を差し引いた残額

当社グループは、通常の事業活動に必要な運転資金は、営業活動により獲得した資金を充当することを原則としつつ、将来の成長のために必要な投資は、金融機関からの借入等を活用しております。当社グループは2021年3

月末時点で現金及び現金同等物を492億19百万円保有し十分な手元流動性を確保していると考えております。

今後も、手元流動性の確保、投資案件の規模、調達コスト等を総合的に勘案し、必要に応じて銀行借入等を活用する予定であります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

BGRS Limitedに係るのれん及び顧客関連資産（のれん等）の評価

当社グループは、北米はもとより、欧州・アジアなどの地域においてお客さまをサポートする体制を構築し、「グローバル・リロケーションカンパニー」として、日本企業の世界展開を支援するという使命実現を目論むと同時に、世界企業で働く人々の移動と活躍をサポートするという新たなテーマに挑戦するため、2019年6月にBGRS Limitedを連結子会社化いたしました。

BGRS Limitedののれん等の評価については「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第18号）」に従い、国際財務報告基準に準拠して減損テストを実施しております。減損テストの実施に当たっては、のれん等を含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値は見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。また、見積将来キャッシュ・フローは5カ年の事業計画を基礎としております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、感染症拡大に伴う渡航制限等により人の移動が制限されており、BGRS Limitedが行う事業についても、顧客企業の従業員に対する赴任サポートや出張サポート件数の減少といった影響を受けることが見込まれています。

このような状況のもと、当社グループは、IMFが公表している世界経済見通し(WEO)及び顧客企業の人事異動状況等を参考にしたうえで、BGRS Limitedの事業計画を作成しております。具体的には、新型コロナウイルス感染症については、人の移動が正常化し、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況まで回復するのは2、3年かかるものと想定し、その仮定をもとにBGRS Limitedの顧客企業の赴任件数、売上単価及び成長率の見積りをしていきます。また、使用価値の算定に当たっては、固有のリスクプレミアム等を考慮した割引率を使用しています。

2021年3月期の減損テストでは、BGRS Limitedののれん等について減損損失を認識しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明であり、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表においてのれん等の減損損失が計上される可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、国内事業、海外事業及びその他の事業において、施設等への投資及び事業運営の効率性を高めることを目的に主にシステム開発への設備投資をいたしました。

当連結会計年度の設備投資の総額は5,024百万円であり、セグメントごとの設備投資について主なものを示すと、次のとおりであります。

(1) リロケーション事業

事業用の固定資産に関する投資を1,316百万円、事務所用の建物附属設備や備品等に対する投資を100百万円、借上社宅事業に関する基幹システム等のソフトウェアに対する投資を571百万円行いました。なお、開発プログラムの変更に伴い、当連結会計年度中に㈱リロケーション・ジャパンの新社宅管理システムについて133百万円の減損損失を計上しております。

(2) 福利厚生事業

事務所用の建物附属設備や備品等に対する投資を129百万円、基幹システム等のソフトウェアに対する投資を267百万円行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 海外戦略事業

事業用の建物附属設備や備品等に対する投資を747百万円、基幹システム等のソフトウェアに対する投資を1,302百万円行いました。なお、一部拠点のオフィス退去に伴い、当連結会計年度中にBGRS Limitedの当該オフィスに関連する帳簿価額の全額450百万円について減損損失を計上しております。

(4) 観光事業

複数施設の開設に伴い、リゾート施設の取得等に対する投資を103百万円行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(5) その他

重要な設備投資及び除却又は売却はありません。

(6) 全社共通

事務所用の建物附属設備や備品等に対する投資を24百万円、業務管理システム等のソフトウェアに対する投資を43百万円行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	ソフトウェ ア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都新宿区)	-	事務所	57	21	-	204	283	113

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	ソフトウェ ア (百万円)	合計 (百万円)	
㈱リロケーショ ン・ジャパン	本社 (東京都新宿区)	リロケー ション事業	事務所	53	47	-	2,860	2,960	221
㈱リロクラブ	本社 (東京都新宿区)	福利厚生事 業	事務所	67	34	-	762	863	266
㈱ホットハウス	店舗等 (宮城県仙台市)	リロケー ション事業	営業用施設	3,449	38	4,213 (127,977)	1	7,703	35
駅前管理システ ム㈱	本社 (福岡県久留米市)	リロケー ション事業	事務所	276	1	339 (862)	1	617	78
㈱駅前不動産	イルファード久留米 (福岡県久留米市)	リロケー ション事業	宿泊施設	200	3	93 (501)	-	296	-
㈱駅前不動産 ホールディング ス	EREGHA二日市 (福岡県筑紫野市)	リロケー ション事業	店舗・賃貸 マンション	311	-	89 (705.6)	-	400	4
㈱リロパケ ーションズ	ヴァークスイート箱根 (神奈川県足柄下郡)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	166	4	113 (18)	-	284	3
	ポイントパケーション箱根 (神奈川県足柄下郡)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	178	1	213 (9)	-	393	3
	ポイントパケーション那須 (栃木県那須郡)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	468	0	76 (9)	-	545	1
	ポイントパケーション伊豆 高原 (静岡県伊東市)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	154	1	65 (4)	-	221	3
	ポイントパケーション有馬 (兵庫県神戸市北区)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	604	-	319 (0)	-	924	3
	ポイントパケーション加賀 山中 (石川県加賀市)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	571	0	153 (7)	-	725	1
	ポイントパケーション近江 びわ湖 (滋賀県草津市)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	609	-	138 (16)	-	747	4
	ポイントパケーション南紀 白浜 (和歌山県西牟婁郡)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	359	2	206 (2)	-	568	3
	ポイントパケーション下呂 (岐阜県下呂市)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	480	-	139 (4)	-	620	3
	ポイントパケーション湯の 山温泉 (三重県三重郡)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	416	-	134 (4)	-	551	4
	わん's LAND 三浦海岸 (神奈川県三浦市)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	220	0	79 (2)	-	299	2
	ポイントパケーション軽井 沢 (長野県北佐久郡)	観光事業	事務所・ 宿泊施設	165	3	161 (4)	-	329	4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	ソフトウェ ア (百万円)	合計 (百万円)	
Relo Redac, Inc.	Redac Gateway Hotel (米国カリフォルニア州)	リロケー ション事業	事務所・ 宿泊施設	900	3	157 (5)	-	1,061	3

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気や業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に事業会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては提出会社を中心に調整を図っております。

当連結会計年度末において設備の新設及び除却にかかる計画で重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	602,100,000
計	602,100,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	152,951,200	152,951,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	152,951,200	152,951,200		

(注) 「提出日現在発行数」の欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2017年4月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

2015年5月15日取締役会決議（第10回有償ストック・オプション） （付与対象者の区分及び人数：当社取締役6名、当社使用人13名、関係会社取締役31名、関係会社使用人146名）		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	113 (注) 1	109 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 113,000 (注) 1	普通株式 109,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2022年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1.2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2019年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項の定義により、以下同様とする。)の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があるとして認めた場合は、当社の取締役、従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、組織再編行為をする場合、組織再編行為の効力発生時点において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

2017年2月9日取締役会決議（第12回有償ストック・オプション） （付与対象者の区分及び人数：当社取締役5名、当社監査役4名、当社使用人26名、 関係会社取締役37名、関係会社使用人297名）		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,687 (注) 1	2,687 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,687,000 (注) 1	普通株式 2,687,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2023年7月1日～2026年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.8 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2019年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、本行使条件における経常利益を国際財務報告基準における税引前当期純利益と読み替えることとする。</p> <p>新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。</p> <p>本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があるとして認めた場合は、当社の取締役、従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、組織再編行為をする場合、組織再編行為の効力発生時点において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

2019年5月23日取締役会決議（第13回有償ストック・オプション） （付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名、当社監査役1名、当社使用人7名、 関係会社取締役15名、関係会社使用人87名）		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,080 (注)1	2,080 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 208,000 (注)1	普通株式 208,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2024年4月1日～2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,542.4 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2023年3月期の連結損益計算書における税引前利益が350億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。</p> <p>本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了若しくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社又は当社の子会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、組織再編行為をする場合、組織再編行為の効力発生時点において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

2019年5月23日取締役会決議（第14回有償ストック・オプション） （付与対象者の区分及び人数：当社使用人7名、関係会社使用人33名）		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	544 (注) 1	544 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,400 (注) 1	普通株式 54,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2027年4月1日～2031年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,463.34 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2023年3月期の連結損益計算書における税引前利益が350億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。</p> <p>本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了若しくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社又は当社の子会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、組織再編行為をする場合、組織再編行為の効力発生時点において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

2020年8月27日取締役会決議（第15回有償ストック・オプション） （付与対象者の区分及び人数：関係会社取締役16名、関係会社使用人14名）		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,054 (注)1	1,054 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 105,400 (注)1	普通株式 105,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2025年4月1日～2029年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,231.86 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2023年3月期の連結損益計算書における税引前利益が350億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>本新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。</p> <p>本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了若しくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社又は当社の子会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとき当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、組織再編行為をする場合、組織再編行為の効力発生時点において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

2021年6月24日取締役会決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役7名、当社監査役4名)	
新株予約権の数(個)	[発行要領]1に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	[発行要領]4に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金(円)	[発行要領]5に記載しております。
新株予約権の行使期間	[発行要領]6に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定 資本組入額 [発行要領]7に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[発行要領]8に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[発行要領]10に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[発行要領]12に記載しております。

[発行要領]

1. 新株予約権の数

当社取締役 7名(うち社外取締役2名) 2,380個(うち社外取締役に対して50個)

当社監査役 4名 220個

(注) 上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととし、無償で発行する。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

3. 発行価額の総額

未定

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その株式総数は本新株予約権の総数に100株を乗じた株式数とする。

なお、本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

株式数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

適用日は、次に定めるところによる。

上記に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日。）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日。）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降。）、これを適用する。

上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を本新株予約権者に通知または公告するものとする。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）

2031年7月31日から2033年7月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいう。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当該本新株予約権を行使することができる。

9. 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場

合、本新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の割当日

2021年7月30日(予定)

12. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、上記9により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記5に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使の条件

上記8に定めるところと同様とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得の条件

上記9に定めるところと同様とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2020年12月17日発行)		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,300(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,742,890(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,411(注)3	同左
新株予約権の行使期間	2020年12月31日～2027年12月3日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,411 資本組入額 1,706(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債を構成する本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	23,000(注)1	同左

- (注) 1. 2,300個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額(23,000百万円)を10,000,000円で除した個数の合計数。なお、新株予約権付社債の残高には額面金額を記載している。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
3. (1) 転換価額は、当初3,411円とする。
(2) 転換価額は、新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)、併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払(特別配当の実施を含む。)、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
4. 2020年12月31日(同日を含む。)から2027年12月3日(同日を含む。)の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)までとする。
但し、(i)本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項、クリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合において、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(ii)新株予約権付社債の買入消却がなされる場合は、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iii)期限の利益の喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。
但し、上記いずれの場合も、2027年12月3日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。
上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「株式取得日」という。)(又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は

合は、当該株主確定日の東京における翌営業日) (同日を含む。)までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. (1) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して組織再編等による繰上償還の条項に記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(注)6(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記(注)3(2)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(注)6(1)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記(注)4に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(注)6(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年4月1日 (注)	137,656,080	152,951,200		2,667		2,859

(注) 株式分割(1:10)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	44	29	36	296	24	6,632	7,061	
所有株式数 (単元)	-	409,347	45,431	351,297	432,837	33,251	257,238	1,529,401	11,100
所有株式数 の割合(%)	-	26.77	2.97	22.97	28.30	2.17	16.82	100	

(注) 自己株式1,350,527株は、「個人その他」に1,350,500単元、「単元未満株式の状況」に27株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社ササダ・ファンド	東京都新宿区舟町1番地	35,000	23.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	12,705	8.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	9,139	6.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口 9)	東京都中央区晴海1-8-12	3,935	2.6
BBH FOR FIDELITY INVESTMENT TRUST : FIDELITY SERIES OVERSEAS FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER ST BOSTON MASSACHUSETTS 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	2,319	1.5
リログループ従業員持株会	東京都新宿区新宿4-3-23	2,314	1.5
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS,CA 90210 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	2,183	1.4
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	2,084	1.4
TAIKI SASADA (常任代理人 みずほ証券株式会社)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市 (東京都千代田区大手町1-5-1)	1,996	1.3
佐々田 有樹	東京都新宿区舟町	1,984	1.3
計		73,659	48.5

- (注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち8,284千株、及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち5,487千株は、信託業務に係る株式数です。
2. 上記のほか、当社所有の自己株式1,350千株があります。
3. 2021年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社が2021年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	68	0.04
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	457	0.30
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	7,221	4.71

4. 2021年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が2021年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	500	0.33
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	312	0.20
アセットマネジメントOne株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	4,665	3.05

5. 2021年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が2021年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	7,436	4.86

6. 2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社が2020年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,587	1.03
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	48	0.03
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	6,331	4.14

7. 2020年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社が2020年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,017	0.66
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	711	0.46
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	6,716	4.39

8. 2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー及び野村アセットマネジメント株式会社が2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	983	0.64
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	872	0.56
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	7,291	4.76

9. 2018年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2018年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	5,493	3.59

10. 2017年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2017年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	2,989	1.95
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	3,111	2.03

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,350,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 151,589,600	1,515,896	
単元未満株式	普通株式 11,100		
発行済株式総数	152,951,200		
総株主の議決権		1,515,896	

(注) 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が 27株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社リログループ	東京都新宿区新宿四丁目 3番23号	1,350,500	-	1,350,500	0.88
計		1,350,500	-	1,350,500	0.88

(注) 上記のほか、株式給付信託口(J-ESOP)が保有する当社株式が21千株、従業員持株会支援信託口(ESOP)が保有する当社株式が310千株あります。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式給付信託 (J-ESOP)

当社は2012年5月15日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブプランとして「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、2013年2月7日開催の取締役会において、J-ESOP信託の設定時期、導入期間、取得株金額等の詳細について決定しております。

本制度導入の目的

当社グループでは、かねてより全従業員が一体となって業績及び企業価値の向上に注力してまいりました。今般、当社グループの従業員(以下、「従業員」といいます。)に当社株式を給付することで、株主の皆様と経済的な効果を共有し、株価及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

本制度の概要

本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、従業員が受給権を取得した場合に、当社株式を給付する仕組みです。

当社グループは、従業員に対し、業績貢献度などに応じてポイントを付与し、受給資格を取得した従業員に対し、付与されたポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ当社グループが信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まる他、優秀な人材の確保にも寄与することを期待しております。

信託契約の概要

名称	株式給付信託 (J-ESOP)
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2013年2月21日
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	9百万円
株式の取得期間	2013年2月22日
株式の取得方法	取引市場より取得

従業員持株会支援信託 (ESOP)

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の充実及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

本制度の概要

当社がリログループ従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

信託契約の概要

信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行
受益者	持株会会員のうち受益者適格要件を充足する者
信託契約日	2020年5月25日
信託期間	2020年5月25日～2023年3月31日
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	14億39百万円
株式の取得期間	2020年5月29日～2020年6月2日
株式の取得方法	取引市場より取得

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	68	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2 取得自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが取得した株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (注) 1	91,000	0	4,000	0
保有自己株式数 (注) 2、3	1,350,527		1,346,527	

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使であります。

2 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 処理自己株式数および保有自己株式数には、従業員持株会支援信託(ESOP)、株式給付信託口(J-ESOP)が処理及び保有する当社株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、30%前後の配当性向を目安に連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。

この方針に基づき、2021年3月期の期末配当金は、1株当たり19円といたします。

今後も、継続的な成長を実現するための投資や財務体質の強化といった観点とのバランスを図りながら、利益還元を進めてまいります。

当社は、配当の回数を期末配当の年1回とすることを基本方針としておりますが、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当等を行うことができる旨、及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年5月13日 取締役会	2,874	19

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の社会性を考慮しながら公正かつ透明性の高い経営体制を確立することにより、継続的な企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。この考え方のもと、「グローバル・リロケーションカンパニーNo.1」というビジョン実現のために、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会制度を採用しております。取締役会を当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関とし、監査役会をそれらの監査・監督機関とすることが、意思決定の迅速化を図り、監査・監督の実効性を高めることができる体制であると考えているためであります。

取締役会

当社の取締役会は、佐々田正徳、中村謙一、門田康、越永堅士、河野豪、小山克彦、大野木孝之（社外取締役）、宇田川和也（社外取締役）の8名で構成されております。また、取締役会議長は、代表取締役社長 中村謙一であります。

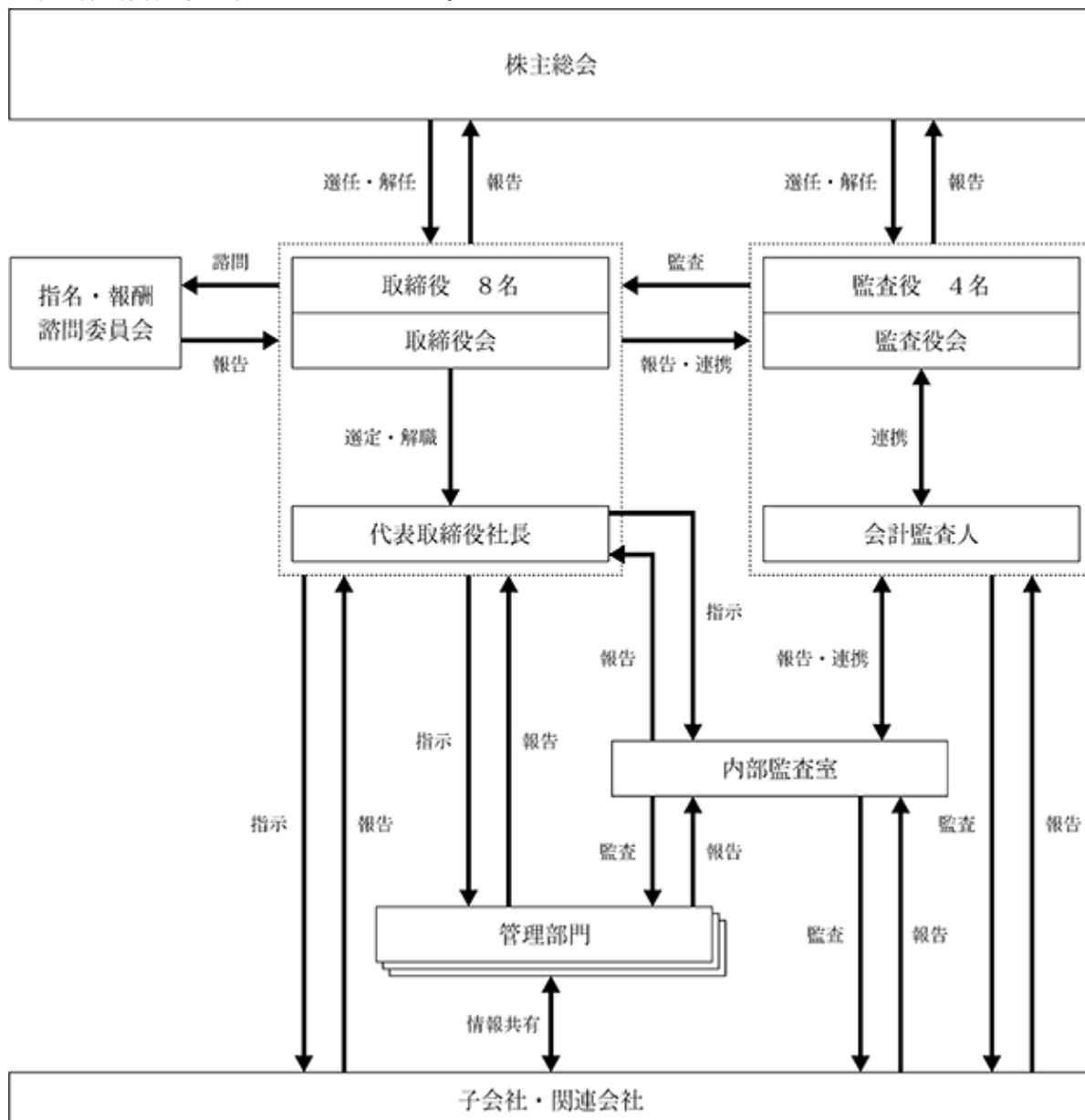
取締役会は、原則として毎月1回開催し、月次の業績報告に加え、法定事項及び重要事項の決定並びに業務執行の監督を行っております。

監査役会

監査役会は、久保谷美智夫、岩井雅之、櫻井政夫（社外監査役）、大毅（社外監査役）の4名で構成されております。また、監査役会議長は、常勤監査役 久保谷美智夫であります。

監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査の方針及び実施計画の決定、監査に関する重要事項の報告等を行っております。

企業統治の体制は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムの基本的な考え方

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役職員の事業活動における職務の執行が法令・企業倫理・社内規則等に適合することを確保するため、コンプライアンス担当役員を任命するとともに、担当部署として法務コンプライアンス室を設置する。
- 2) 役職員に対しコンプライアンス教育等を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- 3) 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。

(b) 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報に関しては、社内規程に基づき保存年限を各別に定め保存する。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、会社規程を定めるとともに、全社的リスクの把握・管理をコーポレート管理室

が担当する。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行の効率性を向上させ、採算管理を徹底するため、予算制度を設ける。
- 2) 取締役の職務執行は、役員規程、職務権限規程において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして効率的に行う。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社(以下、併せて「当社グループ」という。)共通のコンプライアンスポリシーを定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
- 2) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス管理規程及び関連規程に基づき、子会社におけるコンプライアンス推進を支援する。
- 3) 当社取締役及び使用人を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。
- 4) 当社の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

ロ．子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

- 1) 当社は、経営企画室を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。
- 2) 子会社における経営上の重要な要件を「職務権限明細書」において当社の承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前の協議のうえ、意思決定を行う。
- 3) 子会社における業務執行状況及び決算等の財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。

ハ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に対し、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のコーポレート管理室担当役員及び子会社管理部門に報告することを求め、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社は、子会社に対し、各社ごとのリスク管理体制の整備を求める。

ニ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 子会社管理について、当社経営企画室が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業及び経営の両面から子会社を指導・教育する。
- 2) 当社経営企画室は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書等の経営内容、予算実績対比等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握する。また、当社経営企画室管掌役員は、子会社の決算損益等を定期的に当社取締役会に報告する。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社との定例会議や月次・週次レビューを通じての情報交換等により、適切な連携体制の確立を図る。
- 2) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、財務報告書作成時の不正または誤謬の発生に対する未然防止及び早期発見のため、運用・監視・是正を継続する。

(f) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1) 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合、コーポレート管理室に必要な要員を配置し対応する。
- 2) 監査役の職務を補助すべき使用人の異動、処遇、懲戒等の人事事項に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- 3) 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の職務を補助するに際して、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとする。

(g) 当社の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は、監査役会に対して「違法不正行為」「重大な損害を与える事項」「社内処分事項」を監査役会に報告すべき事項とする。
- 2) 当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書

その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとする。

- 3) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。
 - 4) 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (h) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役と代表取締役が定期的にミーティングを行うことにより、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行する体制を目指す。
 - 2) 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

(a) 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社コーポレート管理室が中心となり、経営企画室による各事業子会社の業務遂行状況及び予算進捗状況のモニタリング、内部監査室による各種法令の遵守状況や企業倫理のモニタリングなど、各室が社内規程に基づき担当業務を遂行し、改善を進めております。

(b) コンプライアンス

当社及び当社グループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社はコンプライアンス管理規程により相談・通報体制を設けており、当社グループ各社がこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

当社の反社会的勢力の排除体制の整備状況等

(a) 基本的な考え方

当社グループは、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引関係を含めて一切の関係を持たないことを基本方針としています。

(b) 整備状況

反社会的勢力等に関する規程に基づき、新規顧客に対しては取引開始の際、また既存顧客に対しては定期的に外部データを確認し、反社会的勢力と判断される法人・個人とは取引を行わないことを徹底しております。

また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、法務コンプライアンス室を統括部署とし、所管警察署並びに弁護士等の外部専門機関と連携して対応してまいります。

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を

取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の会社補償契約

取締役佐々田正徳氏、中村謙一氏、門田康氏、越永堅士氏、河野豪氏、小山克彦氏、大野木孝之氏、宇田川和也氏及び監査役久保谷美智夫氏、岩井雅之氏、櫻井政夫氏、大毅氏は当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

取締役及び監査役の役員等賠償責任保険契約

当社は、取締役及び監査役各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	佐々田 正徳	1945年6月10日生	1968年4月 三井物産機械販売株式会社入社 1971年1月 日本住建株式会社(現 当社)入社 1978年7月 当社代表取締役社長 2000年2月 有限会社ササダ・ファンド取締役(現任) 2003年6月 当社代表取締役会長 2009年6月 当社取締役 2012年4月 当社取締役会長(現任) 当社グループ統括(現任)	(注) 4	668,000
代表取締役 社長	中村 謙一	1966年4月14日生	1989年4月 株式会社日本リロケーション(現 当社)入社 2004年4月 当社執行役員 2004年10月 株式会社リロケーションズ代表取締役 2009年6月 当社取締役 2009年9月 株式会社ワールドリゾートオペレーション 代表取締役 2010年10月 当社代表取締役社長 統括兼内部監査室担当 (現任)	(注) 4	1,164,700
専務取締役	門田 康	1966年11月26日生	1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 2000年10月 株式会社日本リロケーション(現 当社)入社 2005年4月 当社執行役員 2006年6月 当社取締役 2009年6月 当社専務取締役(現任) 2010年6月 日本ハウズイング株式会社取締役(現任) 2015年4月 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役(現任) 2016年6月 当社コーポレートスタッフ部門担当(現任) 2019年4月 当社その他の事業管掌(現任) 2021年6月 当社海外戦略事業管掌(現任)	(注) 4	699,300
常務取締役	越永 堅士	1970年3月12日生	1992年4月 株式会社日本リロケーション(現 当社)入社 2001年8月 株式会社リラックス・コミュニケーションズ(現 株式会社リロクラブ)代表取締役 2009年6月 当社取締役 2013年5月 株式会社東都取締役 2013年6月 当社国内事業セグメント担当 2015年4月 当社常務取締役(現任) 2015年11月 当社事業開発室担当(現任) 2017年10月 株式会社リロケーション・ジャパン取締役 (現任) 2018年4月 株式会社リロパートナーズ代表取締役 2020年6月 当社主力事業管掌(現任) 当社上席執行役員リロケーション事業担当 (現任)	(注) 4	804,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	河野 豪	1975年3月24日生	1997年4月 株式会社日本リロケーション(現 当社)入社 2012年4月 株式会社リラックス・コミュニケーションズ(現 株式会社リロクラブ)取締役 2016年4月 同社代表取締役 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社最高情報責任者(CIO)(現任) 株式会社リロクラブ取締役及び最高情報責任者(CIO)(現任) 株式会社リロケーション・ジャパン取締役及び最高情報責任者(CIO)(現任) 株式会社リロパートナーズ取締役及び最高情報責任者(CIO)(現任) 株式会社リロケーション・インターナショナル取締役及び最高情報責任者(CIO)(現任) 株式会社リロ・エクセル インターナショナル取締役及び最高情報責任者(CIO)(現任)	(注)4	167,700
取締役	小山 克彦	1965年4月2日生	1989年4月 株式会社日本リロケーション(現 当社)入社 2005年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 人材開発室兼リスクマネジメント室担当 2015年4月 当社シェアードサービスユニット担当 2016年6月 当社常勤監査役 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)4	435,500
取締役	大野木 孝之	1953年5月26日生	1987年7月 大野木公認会計士事務所(現 大野木総合会計事務所)代表(現任) 1989年7月 株式会社ファイナンシャル・マネジメンツ代表取締役(現任) 1990年4月 株式会社日本リロケーション(現 当社)監査役 1992年5月 株式会社エフピーコンサルタンツ代表取締役(現任) 1993年11月 株式会社ジェイコンサルティング代表取締役(現任) 2001年3月 日本体育施設運営株式会社(現 スポーツクラブNAS株式会社)監査役(現任) 2003年12月 天津大野木邁伊茲諮詢有限公司董事長(現任) 2010年8月 北京大野木菲瑪諮詢有限公司(現 北京大野木邁伊茲諮詢有限公司)董事長(現任) 2015年6月 当社取締役(現任)	(注)4	215,000
取締役	宇田川 和也	1952年4月7日生	1980年4月 弁護士登録 吉住仁男法律事務所入所 1987年11月 光樹法律事務所開設 1989年4月 東京弁護士会常議員 1992年4月 東京弁護士会綱紀委員会委員 1994年10月 宇田川和也法律事務所代表(現任) 1995年4月 日本弁護士連合会代議員 2010年4月 東京弁護士会倫理特別委員会委員長 2012年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役(現任)	(注)4	6,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	久保谷 美智夫	1957年4月18日生	1980年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2007年10月 株式会社東都執行役員 2011年6月 当社法務コンプライアンス室長 2016年10月 当社内部監査室長 2020年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	2,500
常勤監査役	岩井 雅之	1964年2月21日生	1987年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2007年10月 株式会社リラックス・コミュニケーションズ（現 株式会社リロクラブ）入社 2007年12月 同社法務コンプライアンス室長 2012年4月 同社取締役 2016年4月 当社執行役員人材開発室兼リスクマネジメント室兼シェアードサービスユニット担当 2020年4月 当社執行役員人材開発室兼人事給与ユニット兼総務ユニット担当 2021年4月 当社常勤監査役（現任）	(注) 6	177,000
監査役	櫻井 政夫	1958年8月7日生	1987年10月 監査法人朝日新和会計（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1996年6月 税理士登録 櫻井公認会計士事務所代表（現任） 2002年9月 株式会社オックスベストフィットネス社外取締役 2005年7月 レデックス株式会社社外監査役（現任） 2013年10月 日本公認会計士協会経営研究調査会事業承継専門部会長 2014年7月 日本公認会計士協会中小企業施策調査会委員（現任） 2015年6月 当社監査役（現任） 2018年6月 神六再開発株式会社監査役（現任）	(注) 5	1,500
監査役	大 毅	1976年5月27日生	2000年10月 弁護士登録 2005年10月 大毅法律事務所（現 大総合法律事務所）代表（現任） 2012年7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス社外監査役（現任） 2015年10月 JITSUBO株式会社社外監査役（現任） 2016年3月 株式会社オロ社外監査役（現任） 2017年3月 株式会社スコヒアファーマ社外取締役監査等委員（現任） 2017年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	1,400
計					4,343,400

- (注) 1. 取締役 大野木 孝之、宇田川 和也は社外取締役であります。
2. 監査役 櫻井 政夫、大 毅は社外監査役であります。
3. 当社では、専門性の高い部門については取締役を補佐することを目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は、越永 堅士、杉山 新吾、志水 康治、田村 佳克、北村 真二の5名であります。
4. 当社では、取締役の任期を、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までと規定しております。なお、当社の取締役の全員が2021年6月24日の定時株主総会により選任されております。
5. 当社では、監査役の任期を、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までと規定しております。なお、監査役のうち久保谷 美智夫、櫻井 政夫、大 毅が2020年6月25日の定時株主総会により選任されております。
6. なお、監査役 岩井 雅之は2021年6月24日の定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役 小山 克彦の後任として選任されましたので、その任期は当社定款の定めにより退任した小山 克彦の任期の満了する時まで（2024年3月期に係る定時株主総会終結の時まで）となります。

社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能が重要と考えており、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を有する取締役8名のうち2名を社外取締役とし、監査役4名のうち2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。

当社は、独立役員として、会社法に定める社外要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験、高い見識に基づいて取締役会での議論に貢献できる方を選定しております。

社外取締役 大野木孝之氏は、当社の株式を215,000株保有しております。また、同氏が代表を務める大野木総合会計事務所に対して当社グループのサービスである福利厚生倶楽部を提供しておりますが、価格その他の取引条件については一般の取引と同様に決定しております。それ以外の人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 宇田川和也氏は当社の株式を6,500株保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 櫻井政夫氏は当社株式を1,500株保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 大毅氏は当社株式を1,400株保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社と社外取締役2名及び社外監査役2名は、会社法第427条第1項及び当社の定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席する他、定期的に専務取締役 門田康との間でミーティングを実施し、取締役会の運営等について意見交換を行っております。

監査役は、会計監査人との間で、四半期に1回ミーティングを開催しております。このミーティングには、社外監査役も含めた監査役4名全員が出席することを原則としており、相互に実施している監査の情報共有及び意見交換を行うことで、効果的・効率的な業務監査及び会計監査の実施に役立てております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の計4名で構成されています。

常勤監査役は、取締役会等の重要な会議の出席以外に、取締役及び使用人等からの報告收受、重要な決裁書類等の閲覧を適宜行っております。また、内部監査室による内部監査へ同席するとともに、代表取締役社長と定期的にミーティングを行うなど、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

社外監査役2名は、公認会計士・税理士又は弁護士の資格を有しております。社外監査役は、取締役会に出席し、監査方針・監査計画の決議、監査報告の作成、会計監査人の評価及び再任審議、会計監査人の報酬に対する同意、常勤監査役職務執行報告等を主な検討事項それぞれの財務や法務、組織運営の知識や経験に基づき経営を監視しております。

当事業年度においては監査役会を原則として月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小山 克彦 (常勤監査役)	17	17
久保谷 美智夫 (常勤監査役)	13	13
櫻井 政夫 (社外監査役)	17	17
大 毅 (社外監査役)	17	15

(注) 開催回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

監査役会においては、監査方針・監査計画の決議、監査報告の作成、会計監査人の評価及び再任審議、会計監査人の報酬に対する同意、常勤監査役職務執行報告等を主な検討事項としております。また、内部統制システム、コンプライアンス遵守体制、リスク管理体制、個人情報管理体制の適正な運営に向けて取締役における職務執行ならびに体制の整備状況を重視しており、各監査役から監査結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

内部監査の状況

当社の内部監査室には、5名が在籍しております。内部監査室では、年度監査計画等に基づき、当社及び子会社の事業活動の適法性及び適正性の検証を行っております。

内部監査室と常勤監査役は、毎月1回定例のミーティングを開催している他、必要に応じて随時打ち合わせを実施し、情報の共有及び意見交換を行っております。

また、内部監査室長は、毎月1回代表取締役社長に対し、内部監査の実施状況を報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

24年間

1997年度以前の調査が著しく困難なため、継続監査期間は上記年数を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員：孫延生

指定有限責任社員・業務執行社員：馬淵直樹

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等1名、その他22名であります。

e. 監査法人の選定理由と方針

監査法人の選定に当たっては、監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制等の項目を検討しております。

す。これらの項目に問題がないこと及び会計監査の継続性の観点から、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、検討し総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	90	74	143	23
連結子会社	3		4	
計	93	74	147	23

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、IFRS(国際財務報告基準)に関するアドバイザリー業務であります。

(当連結会計年度)

当社における監査証明業務に基づく報酬には、英文財務諸表監査に係る報酬13百万円が含まれております。

当社における非監査業務の内容は、IFRS(国際財務報告基準)に関するアドバイザリー業務、2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に伴うコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu Limited)に対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社				
連結子会社	122		144	
計	122		144	

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。また、監査報酬の決定に当たっては、監査日数、監査内容等を総合的に勘案しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査

計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を定めており、当社の取締役の報酬は、月例の固定金銭報酬及び中期経営計画の開始等に合わせて発行される非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）から構成されています。金銭報酬と非金銭報酬の割合については、株式報酬型ストック・オプションが中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的としていることを踏まえ適切に決定することといたします。

また、個別の取締役に付与する報酬の額又は数は、各取締役の担当職務及び業績、貢献度等を総合的に勘案して決定することとし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、取締役会長佐々田正徳（グループ統括）及び代表取締役社長中村 謙一（総括兼内部監査室担当）に決定を一任します。委任の理由としては、当社グループ全体の業績や各取締役の貢献度等を適切に評価するには、取締役会長及び代表取締役社長の協議によることが最も適すると判断するためです。

取締役会長及び代表取締役社長の決定した各取締役の報酬額に関しては、代表取締役社長及び社外取締役の3名以上で構成する指名・報酬諮問委員会において、決定額の公平性・客観性を検討しており、必要に応じて、同委員会の構成員である社外取締役から取締役会長及び代表取締役社長への助言・指導を行うとともに、取締役会長及び代表取締役社長の決定した方針について当社取締役会に対して報告を行います。

・役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月26日であり、取締役の報酬限度額を年額400百万円以内（ただし、従業員分給とは含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月23日であり、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

当社の取締役及び監査役に対するストック・オプションに関する報酬の額及び内容決定に関する株主総会の決議年月日は2021年6月24日であり、当社取締役の当社グループの長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高め、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めるため、金銭報酬とは別枠にて、ストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であり、当社監査役の員数は4名です。このストック・オプションとしての新株予約権の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	233	233	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	29	29	-	-	3
社外役員	20	20	-	-	4

(注) 上記には、2020年6月25日開催の第53回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化を目的として保有する投資株式を「純投資目的以外の目的である投資株式（以下、「政策保有株式」という。）」に区分し、株式値上がりの利益等による利益確保を目的とした株式を「純投資目的の投資株式」に区分しています。

当社グループ全体としての政策保有株式の保有方針及び保有の合理性を検証する方法

取引先との良好かつ安定的な関係の維持・強化のほか、事業上のシナジーがある等の観点から、中長期的な価値向上に資すると判断した場合、当該株式を取得し保有しております。また、個別銘柄ごとに、中長期的な視点から保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を取締役等で定期的、継続的に検証し、保有の適否を判断しております。

㈱リロクラブにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である㈱リロクラブについては以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

政策保有株式のうち上場株式に関しては、業務提携関係にあるものを除き、保有しない方針であります。なお、2021年3月期で政策保有株式として保有している上場株式は、㈱バリューHR株式会社のみであり、㈱バリューHRとは2014年11月に業務及び資本提携を行っております。

(保有の合理性を検証する方法)

㈱リロクラブは、「福利厚生倶楽部」を主軸として企業の福利厚生代行サービスを幅広く提供しております。一方、㈱バリューHRは、企業向けに検診代行サービスや産業保健機関サービスといった「健康管理サービス」を提供しております。

㈱バリューHRとの業務及び資本提携は、「福利厚生倶楽部」の提供サービスに㈱バリューHRの「健康管理サービス」を組み入れることにより、「福利厚生倶楽部」の既存の会員企業の退会防止及び新規の会員企業の入会促進を目的に行われております。

㈱リロクラブでは、業務及び資本提携の目的が達成されているかどうかを、下記に述べる指標により確認しており、これにより保有の合理性を検証しております。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

㈱リロクラブの代表取締役から親会社である㈱リログループの主力事業管掌役員へ毎期下記の指標が報告され、当該主力事業管掌役員が業務提携関係の進捗状況の確認及び㈱バリューHR株式保有の合理性の検証を行っております。

- ・「福利厚生倶楽部」導入企業における、「健康管理サービス」の既存利用企業数及び既存利用会員数並びに利用契約の更新率
- ・「福利厚生倶楽部」導入企業における、「健康管理サービス」の新規利用企業数及び新規利用会員数

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	37
非上場株式以外の株式	1	140

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)バリューHR	86,000	43,000	上記 a. イ.に記載しております。 なお、当事業年度における株式数の増加は株式分割によるものであります。	無
	140	58		

(注) (株)バリューHRは、(株)リロクラブの親会社である(株)リログループの株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

Relo Redac, Inc.における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最大保有会社の次に大きい会社 Relo Redac, Inc.については以下のとおりであります。

a．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式のうち上場株式に関しては保有しない方針であります。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	2
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	165	2	171
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式のうち上場株式に関しては保有しないことを基本方針としております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	9
非上場株式以外の株式	1	0

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ベネフィット・ワン	100	100	当社の子会社である(株)リロクラブと事業内容が競合しているため、株主総会出席等による情報収集を目的に、上記の基本方針に対する例外として最低単元のみ保有しております。 競合他社の情報収集を目的に保有しているため、定量的な保有効果の測定は行っておりません。	有
	0	0		

みなし保有株式

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	34,052	50,198
受取手形及び売掛金	50,151	42,983
販売用不動産	2 22,354	2 19,778
貯蔵品	953	1,210
前渡金	18,409	18,403
その他	2 12,444	2 13,217
貸倒引当金	43	55
流動資産合計	138,323	145,736
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,325	16,514
減価償却累計額	4,590	5,255
建物（純額）	2 10,734	2 11,259
工具、器具及び備品	2,951	2,953
減価償却累計額	1,984	2,169
工具、器具及び備品（純額）	967	784
土地	2 7,768	2 7,835
その他	4,844	5,684
減価償却累計額	1,744	3,101
その他（純額）	3,099	2,582
有形固定資産合計	22,570	22,462
無形固定資産		
のれん	15,496	14,219
顧客関連資産	11,940	11,433
ソフトウェア	5,301	6,823
その他	28	25
無形固定資産合計	32,766	32,501
投資その他の資産		
投資有価証券	1 13,047	1 14,221
敷金及び保証金	14,736	14,828
繰延税金資産	3,062	3,103
その他	3,681	3,497
貸倒引当金	176	211
投資その他の資産合計	34,349	35,439
固定資産合計	89,686	90,403
繰延資産		
社債発行費	15	62
その他	77	57
繰延資産合計	93	120
資産合計	228,102	236,259

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 8,741	2 8,443
短期借入金	2 19,819	2 12,591
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	25,572	-
1年内返済予定の長期借入金	2 9,847	2 12,369
未払法人税等	3,484	3,097
前受金	21,172	21,588
賞与引当金	1,001	1,030
その他	22,204	22,997
流動負債合計	111,843	82,119
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	24,752
社債	827	1,016
長期借入金	2 49,447	2 54,295
長期預り敷金	7,349	7,476
繰延税金負債	3,482	3,468
その他	3,001	3,214
固定負債合計	64,109	94,223
負債合計	175,952	176,342
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,667	2,667
資本剰余金	2,722	2,584
利益剰余金	48,645	53,437
自己株式	2,666	3,250
株主資本合計	51,368	55,439
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14	82
為替換算調整勘定	2,103	1,094
退職給付に係る調整累計額	56	11
その他の包括利益累計額合計	2,145	1,188
新株予約権	125	273
非支配株主持分	2,801	3,015
純資産合計	52,150	59,916
負債純資産合計	228,102	236,259

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	313,019	333,603
売上原価	1 250,910	1 271,448
売上総利益	62,108	62,155
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,222	2,460
従業員給料及び手当	16,379	19,055
貸倒引当金繰入額	59	135
賞与引当金繰入額	820	990
減価償却費	2,040	2,803
その他	22,714	24,213
販売費及び一般管理費合計	44,237	49,658
営業利益	17,871	12,496
営業外収益		
受取利息	640	692
受取配当金	35	34
持分法による投資利益	1,744	2,512
為替差益	59	-
助成金収入	-	671
その他	448	791
営業外収益合計	2,929	4,702
営業外費用		
支払利息	531	491
為替差損	-	258
その他	122	319
営業外費用合計	654	1,069
経常利益	20,146	16,129
特別利益		
固定資産売却益	2 184	2 58
投資有価証券売却益	1,117	78
保険解約返戻金	80	139
その他	66	27
特別利益合計	1,449	304
特別損失		
固定資産売却損	3 13	3 8
減損損失	4 9,504	4 583
投資有価証券評価損	767	-
その他	77	111
特別損失合計	10,363	703
税金等調整前当期純利益	11,233	15,730
法人税、住民税及び事業税	7,279	6,165
法人税等調整額	362	65
法人税等合計	6,916	6,100
当期純利益	4,316	9,630
非支配株主に帰属する当期純利益	497	276
親会社株主に帰属する当期純利益	3,818	9,354

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純利益	4,316	9,630
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	505	75
為替換算調整勘定	2,212	3,216
持分法適用会社に対する持分相当額	86	52
その他の包括利益合計	2,805	3,344
包括利益	1,511	12,974
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,018	12,688
非支配株主に係る包括利益	492	286

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,667	2,869	52,730	6,691	51,575
当期変動額					
剰余金の配当			3,882		3,882
親会社株主に帰属する当期純利益			3,818		3,818
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		4,021		4,024	3
自己株式処分差損の振替		4,021	4,021		-
連結子会社株式の取得による持分の増減		146			146
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	146	4,085	4,024	206
当期末残高	2,667	2,722	48,645	2,666	51,368

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	523	124	6	654	12	2,265	54,507
当期変動額							
剰余金の配当							3,882
親会社株主に帰属する当期純利益							3,818
自己株式の取得							0
自己株式の処分							3
自己株式処分差損の振替							-
連結子会社株式の取得による持分の増減							146
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	508	2,227	63	2,799	112	536	2,150
当期変動額合計	508	2,227	63	2,799	112	536	2,357
当期末残高	14	2,103	56	2,145	125	2,801	52,150

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,667	2,722	48,645	2,666	51,368
当期変動額					
剰余金の配当			4,393		4,393
親会社株主に帰属する当期純利益			9,354		9,354
自己株式の取得				1,440	1,440
自己株式の処分		167		856	688
自己株式処分差損の振替		167	167		-
連結子会社株式の取得による持分の増減		138			138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	138	4,792	583	4,070
当期末残高	2,667	2,584	53,437	3,250	55,439

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	14	2,103	56	2,145	125	2,801	52,150
当期変動額							
剰余金の配当							4,393
親会社株主に帰属する当期純利益							9,354
自己株式の取得							1,440
自己株式の処分							688
自己株式処分差損の振替							-
連結子会社株式の取得による持分の増減							138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	67	3,198	68	3,334	148	213	3,695
当期変動額合計	67	3,198	68	3,334	148	213	7,766
当期末残高	82	1,094	11	1,188	273	3,015	59,916

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,233	15,730
減価償却費	3,001	3,672
減損損失	9,504	583
のれん償却額	1,510	1,324
貸倒引当金の増減額(は減少)	27	47
賞与引当金の増減額(は減少)	34	30
投資有価証券評価損益(は益)	767	-
持分法による投資損益(は益)	1,744	2,512
投資有価証券売却損益(は益)	1,136	78
受取利息及び受取配当金	676	726
支払利息	531	491
保険解約返戻金	80	139
売上債権の増減額(は増加)	5,988	7,443
たな卸資産の増減額(は増加)	111	2,485
仕入債務の増減額(は減少)	2,557	357
未払金の増減額(は減少)	937	765
敷金及び保証金の増減額(は増加)	1,074	92
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	273	124
その他	1,701	1,684
小計	22,852	30,474
利息及び配当金の受取額	818	1,557
利息の支払額	534	485
法人税等の支払額	7,825	7,517
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,311	24,029
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,615	1,696
有形固定資産の売却による収入	662	127
ソフトウェアの取得による支出	2,099	2,657
投資有価証券の取得による支出	168	3 1,273
投資有価証券の売却による収入	1,305	199
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 53,452	2 -
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2 128	2 -
その他	34	142
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,275	5,441

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	10,615	7,138
長期借入れによる収入	46,118	18,687
長期借入金の返済による支出	3,343	11,313
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	24,840
転換社債型新株予約権付社債の償還による支出	-	3 23,819
社債の発行による収入	300	500
社債の償還による支出	600	1,070
自己株式の取得による支出	0	1,440
自己株式の処分による収入	2	662
配当金の支払額	3,882	4,392
非支配株主への配当金の支払額	49	49
その他	833	999
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,327	5,534
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,304	2,675
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,057	15,728
現金及び現金同等物の期首残高	27,432	33,490
現金及び現金同等物の期末残高	1 33,490	1 49,219

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 95社

主要な連結子会社名

(株)リロケーション・ジャパン

(株)リロクラブ

(株)東都

(株)駅前不動産ホールディングス

(株)リロパートナーズ

(株)リロケーション・インターナショナル

BGRS Limited

Relo Redac, Inc.

連結子会社であった調布ハウジング(株)他4社は他の連結子会社との合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

(株)ケンツ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社6社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 6社

会社等の名称

日本ハウズイング(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ケンツ

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手續について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Relo Redac, Inc.他33社の決算日は12月31日であり、(株)ホットハウス他4社の決算日は6月30日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

利楼可信(北京)房地產經紀有限公司他4社の決算日は12月31日で、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法によっております。

また、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に従っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法によっております。また、在外連結子会社は所在地国の会計基準に従っております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年又は5年）、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（12年～18年6ヵ月）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債権債務等
通貨スワップ	外貨建長期借入金
金利スワップ	長期借入金の利息

・ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替及び金利の変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用しており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約及び通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、6年から20年で均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

BGRS Limitedに係るのれん及び顧客関連資産(のれん等)の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

科目名	金額
のれん	2,957百万円
顧客関連資産	10,449百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失に係る算出方法

BGRS Limitedののれん等の評価については「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(実務対応報告第18号)」に従い、国際財務報告基準に準拠して減損テストを実施しております。減損テストの実施に当たっては、のれん等を含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値は見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。減損テストを実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、両者の差額が減損損失として計上されます。

会計上の見積りの算出に用いた主要な仮定

見積将来キャッシュ・フローは5か年の事業計画を基礎としておりますが、新型コロナウイルス感染症については、人の移動が正常化し、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況まで回復するのは2、3年かかるものと想定しており、その仮定をもとに顧客企業の赴任件数、売上単価及び成長率を見積り、事業計画を作成していません。

また、使用価値の算定に当たっては、固有のリスクプレミアム等を考慮した割引率を使用しています。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

2021年3月期の減損テストでは、BGRS Limitedののれん等について減損損失を認識しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明であり、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度以降、のれん等の減損損失が計上される可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する摘要指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、従業員の新しいインセンティブプランとして「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社グループでは、かねてより全従業員が一体となって業績及び企業価値の向上に注力してまいりました。今般、当社グループの従業員に当社株式を給付することで、株主の皆様と経済的な効果を共有し、株価及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、J-ESOPを導入することといたしました。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)を適用しておりますが、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は前連結会計年度7百万円、当連結会計年度7百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は前連結会計年度21千株、当連結会計年度21千株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度21千株、当連結会計年度21千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

2. 従業員持株会支援信託

当社は、従業員の福利厚生充実及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」を導入しております。

(1) 取引の概要

ESOPは、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社がリログループ従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度751百万円、310千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度782百万円

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	12,528百万円	13,631百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	620百万円	707百万円

2 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
販売用不動産	7,423百万円	5,452百万円
その他(流動資産)	100	100
建物(純額)	3,337	3,658
土地	4,743	4,746
計	15,604百万円	13,957百万円

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
買掛金	85百万円	76百万円
短期借入金	2,436	1,440
長期借入金(1年内返済予定を含む)	8,990	10,215
計	11,512百万円	11,732百万円

3 保証債務

家賃保証業務に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
リロケーション事業	2,533百万円	2,695百万円
その他の事業	2,609	2,297
計	5,142百万円	4,992百万円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
- 百万円	283百万円

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	7百万円	18百万円
工具、器具及び備品	-	0
土地	174	32
その他	2	7
計	184百万円	58百万円

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	12百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0	-
土地	-	7
その他	0	0
計	13百万円	8百万円

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
リロケーション事業(イギリス ロンドン)	-	のれん	259
海外戦略事業(カナダ オンタリオ州)	-	のれん	9,242

当社グループは、減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行い、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

リロケーション事業(イギリス ロンドン)ののれんについては、取得時の事業計画において、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、のれん未償却残高の全額を減損損失として計上しております。

海外戦略事業(カナダ オンタリオ州)は、BGRS Limited株式取得時に発生したのれんに関して、事業計画を見直した結果、当初想定していた期間でのキャッシュ・フロー見積額の総額が減少する見込となったことから、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを11.3%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
リロケーション事業(東京都新宿区)	事業用資産	ソフトウェア	133
海外戦略事業(アメリカ合衆国 他)	事業用資産	その他(有形固定資産)	450

当社グループは、減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行い、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

リロケーション事業のソフトウェアについては、システム開発方針の一部変更に伴い今後の使用が見込まれなくなったソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

海外戦略事業のその他有形固定資産については、一部拠点のオフィス退去に伴い、当該オフィスに関連する帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	133百万円	125百万円
組替調整額	628	11
税効果調整前	762	113
税効果額	256	37
その他有価証券評価差額金	505	75
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,212	3,216
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	86	52
その他の包括利益合計	2,805	3,344

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	152,951	-	-	152,951
合計	152,951	-	-	152,951
自己株式				
普通株式 (注)1、2、3	3,644	0	2,182	1,462
合計	3,644	0	2,182	1,462

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,182千株は、新株予約権の権利行使によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託口(J-ESOP)が保有する当社株式(当連結会計年度期首21千株、当連結会計年度末21千株)が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						125
	2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(注)1、2、3		7,539	12		7,552	
合計			7,539	12		7,552	125

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
3. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、転換価額の調整によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日取締役会	普通株式	3,881	26	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日取締役会	普通株式	4,393	利益剰余金	29	2020年3月31日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	152,951	-	-	152,951
合計	152,951	-	-	152,951
自己株式				
普通株式 (注) 1、2、3	1,462	594	375	1,682
合計	1,462	594	375	1,682

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加594千株は、従業員持株会支援信託口(ESOP)による取得594千株、単元未満株式の買取り0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少375千株は、従業員持株会支援信託口(ESOP)の当社株式の従業員持株会への売却284千株、新株予約権の権利行使91千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託口(J-ESOP)が保有する当社株式(当連結会計年度期首21千株、当連結会計年度末21千株)及び従業員持株会支援信託口(ESOP)が保有する当社株式(当連結会計年度末310千株)が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						273
	2021年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債(注) 1、2、3		7,552		7,552		
	2027年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債(注) 1、2、4			6,742		6,742	
合計			7,552	6,742	7,552	6,742	273

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
3. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度減少は、当該社債の償還によるものであります。
4. 2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、当該社債の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	4,393	29	2020年3月31日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	2,874	利益剰余金	19	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金0百万円及び従業員持株会支援信託(ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	34,052百万円	50,198百万円
有価証券	112	107
拘束性預金	674	1,085
現金及び現金同等物	33,490	49,219

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日至 2020年3月31日)

株式の取得により新たにBGRS Limited、(株)駅前不動産ホールディングス他43社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

流動資産	54,244百万円
固定資産	21,144
繰延資産	80
のれん	17,240
流動負債	25,011
固定負債	8,357
非支配株主持分	122
新規連結子会社株式の取得価額	59,218
新規連結子会社の現金及び現金同等物	5,894
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式取得による支出	53,452
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式取得による収入	128

当連結会計年度(自 2020年4月1日至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2019年4月1日至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日至 2021年3月31日)

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入れを1,180百万円行い、買入れによる支出額を「投資有価証券の取得による支出」として表示しております。当該社債は2021年3月に満期償還したため、「転換社債型新株予約権付社債の償還による支出」は、上記の買入れによる支出額を控除して表示しております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、システムサーバー及び駐車場設備(「工具、器具及び備品」)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	623	710
1年超	684	304
合計	1,307	1,014

(注) 国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外子会社において、前連結会計年度よりIFRS第16号(リース)を適用しているため、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結貸借対照表において「固定資産」の「その他」に表示していますが、上記金額には含まれておりません。

(貸主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	188	325
1年超	126	157
合計	315	482

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金を主体とした資金運用を行っております。また、金融機関からの借入、社債及び転換社債型新株予約権付社債により資金調達をしております。

デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、原則として当該債権を取得した部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に居住用の賃貸借契約に伴うものであります。当該リスクに関しては、小口分散が図れておりリスクは限定的となっております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これら営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、当社がグループ全体の資金を集中管理することで、そのリスクを回避しております。

借入金及び社債は、主に運転資金、設備投資に係る資金及びM&Aに要する投資資金の調達を目的としたものであります。借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引及び通貨スワップ取引)を利用してヘッジすることがあります。

転換社債型新株予約権付社債は、主に2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金、システム開発のための投資資金及び販売用不動産の購入を含む事業運転資金としての調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	34,052	34,052	-
(2) 受取手形及び売掛金	50,151	50,151	-
(3) 投資有価証券	11,363	16,710	5,346
(4) 敷金及び保証金	14,736	14,711	24
資産計	110,303	115,626	5,322
(1) 買掛金	8,741	8,741	-
(2) 短期借入金	19,819	19,819	-
(3) 未払法人税等	3,484	3,484	-
(4) 長期借入金(*1)	59,295	59,786	491
(5) 社債(*2)	1,898	1,904	6
(6) 転換社債型新株予約権付社債(*3)	25,572	24,668	904
(7) 長期預り敷金	7,349	7,255	93
負債計	126,161	125,660	500
デリバティブ取引(*4)	(34)	(34)	-

(*1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) 社債には1年内償還予定の社債を含めております。

(*3) 転換社債型新株予約権付社債には1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債を含めております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	50,198	50,198	-
(2) 受取手形及び売掛金	42,983	42,983	-
(3) 投資有価証券	12,426	20,240	7,814
(4) 敷金及び保証金	14,828	14,849	21
資産計	120,437	128,272	7,835
(1) 買掛金	8,443	8,443	-
(2) 短期借入金	12,591	12,591	-
(3) 未払法人税等	3,097	3,097	-
(4) 長期借入金(*1)	66,664	67,085	420
(5) 社債(*2)	1,327	1,336	9
(6) 転換社債型新株予約権付社債	24,752	23,672	1,079
(7) 長期預り敷金	7,476	7,404	71
負債計	124,353	123,632	720
デリバティブ取引(*3)	325	325	-

- (* 1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (* 2) 社債には1年内償還予定の社債を含めております。
- (* 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。
- (4) 敷金及び保証金
当社では、敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを平均預け期間に基づき、国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金、(5) 社債
これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (6) 転換社債型新株予約権付社債
取引金融機関から提示された価格によっております。
- (7) 長期預り敷金
当社では、長期預り敷金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを平均預り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格によっております。また、通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	1,683	1,795

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	34,052	-	-	-
受取手形及び売掛金	50,151	-	-	-
合計	84,203	-	-	-

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	50,198	-	-	-
受取手形及び売掛金	42,983	-	-	-
合計	93,182	-	-	-

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	19,819	-	-	-	-	-
長期借入金	9,847	11,009	9,397	12,499	6,623	9,917
社債	1,070	270	70	70	390	24
転換社債型新株予約権付社債	25,000	-	-	-	-	-
リース債務	721	574	484	242	181	389
合計	56,459	11,854	9,953	12,812	7,196	10,331

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	12,591	-	-	-	-	-
長期借入金	12,369	12,419	15,110	8,927	4,942	12,895
社債	310	110	110	430	352	11
転換社債型新株予約権付社債	-	-	-	-	-	23,000
リース債務	752	631	378	293	267	233
合計	26,023	13,161	15,599	9,651	5,562	36,139

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	70	39	31
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	28	25	2
	小計	98	65	33
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	11	15	4
	(2) 債券			
	国債・地方債等	4	7	2
	社債	2	2	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	59	64	5
	小計	77	90	12
合計		176	155	20

(注) 非上場株式及び債券(連結貸借対照表計上額342百万円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	175	54	120
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	2	2	0
	その他	-	-	-
	(3) その他	85	66	18
	小計	262	123	139
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	16	19	2
	(2) 債券			
	国債・地方債等	3	3	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	9	9	0
	小計	29	32	3
合計		292	156	135

(注) 非上場株式及び債券(連結貸借対照表計上額298百万円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,276	1,117	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	10	-	0
(3) その他	-	-	-
合計	1,286	1,117	0

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	113	66	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	57	11	-
合計	170	78	0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について767百万円(その他有価証券の株式767百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	英ポンド	2,533	-	4	4
	ユーロ	4,901	-	43	43
	シンガポールドル	3,054	-	14	14
	香港ドル	603	-	7	7
	米ドル	1,088	-	20	20
	買建				
	ユーロ	1,075	-	4	4
	シンガポールドル	3,054	-	15	15
	香港ドル	603	-	9	9
米ドル	1,088	-	17	17	
合計		18,004	-	34	34

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	5,204	-	329	329
	香港ドル	535	-	11	11
	米ドル	1,349	-	21	21
	買建				
	英ポンド	4,669	-	9	9
米ドル	2,419	-	46	46	
合計		14,179	-	325	325

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取、円支払	長期借入金	664	382	(注)

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取、円支払	長期借入金	664	315	(注)

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,000	312	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,000	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金制度として確定拠出年金制度と退職金前払い制度の選択制を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度78百万円、当連結会計年度83百万円でありま
す。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	99	146

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2019年ストック・オプション (第13回)	2019年ストック・オプション (第14回)	2020年ストック・オプション (第15回)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社使用人 7名 当社関係会社取締役 15名 当社関係会社使用人 87名	当社使用人7名 関係会社使用人33名	関係会社取締役 16 関係会社使用人 14
ストック・オプション数(注)	普通株式 219,900株	普通株式 59,500株	普通株式 105,400株
付与日	2019年6月27日	2019年6月27日	2020年9月25日
権利確定条件	2023年3月期の連結損益計算書における税引前利益が350億円を超過すること	2023年3月期の連結損益計算書における税引前利益が350億円を超過すること	2023年3月期の連結損益計算書における税引前利益が350億円を超過すること
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年4月1日 至 2028年3月31日	自 2027年4月1日 至 2031年3月31日	自 2025年4月1日 至 2029年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2019年 ストック・オプション (第13回)	2019年 ストック・オプション (第14回)	2020年 ストック・オプション (第15回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	217,500	59,500	-
付与	-	-	105,400
失効	9,500	5,100	-
権利確定	-	-	-
未確定残	208,000	54,400	105,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	2019年 ストック・オプション (第13回)	2019年 ストック・オプション (第14回)	2020年 ストック・オプション (第15回)
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	2,541.40	2,462.34	2,230.86

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及びその見積方法

	2020年ストック・オプション (第15回)
株価変動性 (注) 1	33.280%
予想残存期間 (注) 2	8.52年
予想配当 (注) 3	29円
無リスク利率 (注) 4	0.109%

(注) 1. 予想残存期間と同期間の8.52年(102ヶ月)の株価データから算定した月次の株価ヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 割当日から権利行使期間終了日までの期間であります。
3. 2020年3月期の配当実績によっております。
4. 満期までの期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

なお、2017年4月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	2015年 有償新株予約権 (第10回)	2016年 有償新株予約権 (第11回)	2017年 有償新株予約権 (第12回)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社使用人 13名 当社関係会社取締役 31名 当社関係会社使用人 146名	当社関係会社取締役 3名 当社関係会社使用人 27名	当社取締役 5名 当社監査役 4名 当社使用人 26名 当社関係会社取締役 37名 当社関係会社使用人 297名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,484,000株	普通株式 192,000株	普通株式 2,999,000株
付与日	2015年6月11日	2016年6月9日	2017年3月16日
権利確定条件	2019年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過すること。	2019年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過すること。 新株予約権者が新株予約権を行使するにあたっては、上記に加え、別途会社及び新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。	2019年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過すること。 新株予約権者が新株予約権を行使するにあたっては、上記に加え、別途会社及び新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2022年3月31日	自 2019年7月1日 至 2022年3月31日	自 2023年7月1日 至 2026年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年 有償新株予約権 (第10回)	2016年 有償新株予約権 (第11回)	2017年 有償新株予約権 (第12回)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	201,000	3,000	2,758,000
権利確定	-	-	-
権利行使	88,000	3,000	-
失効	-	-	71,000
未行使残	113,000	-	2,687,000

単価情報

	2015年 有償新株予約権 (第10回)	2016年 有償新株予約権 (第11回)	2017年 有償新株予約権 (第12回)
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,245	2,793	-

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	2,575百万円	2,706百万円
賞与引当金	323	501
未払法定福利費	58	83
未払事業税	329	262
前受金	106	92
減損損失	108	96
貸倒引当金	74	89
投資有価証券評価損	366	311
その他	1,658	2,177
繰延税金資産小計	5,601	6,320
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	1,990	2,449
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	270	373
評価性引当額小計(注) 1	2,260	2,823
繰延税金資産合計	3,340	3,496
繰延税金負債との相殺	278	393
繰延税金資産の純額	3,062	3,103
繰延税金負債		
資本連結に伴う評価差額	47百万円	43百万円
その他有価証券評価差額金	11	46
在外子会社の減価償却費	70	82
企業結合により識別された無形資産	3,247	3,148
その他	384	540
繰延税金負債合計	3,761	3,862
繰延税金資産との相殺	278	393
繰延税金負債の純額	3,482	3,468

(注) 1. 評価性引当額が563百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社のBGRS Limitedにおいて認識した税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が前連結会計年度は1,502百万円であるのに対し、当連結会計年度は1,955百万円であるためです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	23		1	9	12	2,528	2,575百万円
評価性引当額	23			9	11	1,944	1,990 "
繰延税金資産			1		0	584	(b) 585 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金2,575百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産585百万円を計上しております。この繰延税金資産585百万円は、主に当社における税務上の繰越欠損金の残高488百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2016年3月期にESOP信託分配金の損金算入があったことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	28			47	199	2,430	2,706百万円
評価性引当額				47	64	2,337	2,449 "
繰延税金資産	28			0	135	93	(b) 256 "

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金2,706百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産256百万円を計上しております。この繰延税金資産256百万円は、主に当社における税務上の繰越欠損金の残高135百万円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2016年3月期にESOP信託分配金の損金算入があったことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。
3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.1
住民税均等割	0.4	0.3
のれん償却額	4.0	2.6
持分法投資損益	4.6	4.6
評価性引当額の増減額	0.5	3.7
のれんの減損損失	22.5	-
連結子会社の税率差異	10.4	4.7
その他	1.6	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.6	38.8

- (注) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、住宅分野とレジャー・ライフサポート分野の双方にまたがる企業福利厚生のアウトソーシングサービスを主力事業とし、その事業基盤を活かしてホテル運営事業なども展開しております。

各事業の概要は下記のとおりであります。

- | | |
|-----------|--|
| リロケーション事業 | ：借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、賃貸不動産管理・仲介事業、海外赴任サポート、インバウンドサポート、駐在員規程・処遇コンサルティング等 |
| 福利厚生事業 | ：福利厚生代行サービス、顧客特典代行サービス、住まいの駆け付けサービス等 |
| 海外戦略事業 | ：グローバル企業に対する赴任管理サービス |
| 観光事業 | ：別荘のタイムシェア事業、ホテル運営事業等 |

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、前連結会計年度において、各事業間におけるシナジーとシステム投資などの経営資源配分をより効率的に実施するため、事業セグメントの変更を行いました。更なる権限移譲と責任の明確化及びスピード経営を目的に経営管理体制を再構築するため、当連結会計年度より再度事業セグメントを変更いたしました。

具体的には、前連結会計年度において「国内リロケーション事業」、「福利厚生事業」、「赴任支援事業」、「海外事業」、「観光事業」としていた報告セグメント区分を、当連結会計年度より「リロケーション事業」、「福利厚生事業」、「海外戦略事業」、「観光事業」へ変更いたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				
	リロケーション 事業	福利厚生事業	海外戦略事業	観光事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	237,796	20,846	39,087	14,835	312,566
セグメント間の内部売上高 又は振替高	137	108	84	21	352
計	237,934	20,954	39,172	14,856	312,918
セグメント利益又は損失()	10,590	7,962	9	2,550	21,112
セグメント資産	115,906	6,678	68,895	15,612	207,093
その他の項目					
減価償却費	720	371	1,446	345	2,883
のれんの償却額	813	-	654	42	1,510
持分法適用会社への投資額	-	433	620	-	1,053
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	11,120	388	50,366	121	61,997

	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
売上高				
外部顧客への売上高	452	313,019	-	313,019
セグメント間の内部売上高 又は振替高	172	524	524	-
計	624	313,543	524	313,019
セグメント利益又は損失()	138	20,974	3,102	17,871
セグメント資産	4,808	211,902	16,200	228,102
その他の項目				
減価償却費	22	2,905	95	3,001
のれんの償却額	-	1,510	-	1,510
持分法適用会社への投資額	-	1,053	11,264	12,317
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4	62,002	156	62,158

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり金融関連事業等であります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 3,102百万円には、セグメント間取引消去 0百万円、子会社株式の取得関連費用 536百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,566百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務・経理部門等管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額16,200百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産126,283百万円、セグメント間取引消去 110,083百万円が含まれております。全社資産の主なものは、当社での余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
- (3) 持分法適用会社への投資額の調整額は、報告セグメントに属しない持分法適用会社への投資額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	リロケーション 事業	福利厚生事業	海外戦略事業	観光事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	252,490	21,201	48,828	10,616	333,136
セグメント間の内部売上高 又は振替高	51	152	86	37	327
計	252,541	21,353	48,915	10,653	333,463
セグメント利益又は損失()	8,641	8,798	2,519	611	15,532
セグメント資産	113,618	8,296	67,576	16,655	206,147
その他の項目					
減価償却費	791	399	1,974	322	3,488
のれんの償却額	982	-	300	42	1,324
持分法適用会社への投資額	-	492	707	-	1,200
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	2,394	396	2,050	114	4,955

	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
売上高				
外部顧客への売上高	467	333,603	-	333,603
セグメント間の内部売上高 又は振替高	135	463	463	-
計	603	334,067	463	333,603
セグメント利益又は損失()	168	15,363	2,867	12,496
セグメント資産	5,005	211,152	25,106	236,259
その他の項目				
減価償却費	22	3,510	161	3,672
のれんの償却額	-	1,324	-	1,324
持分法適用会社への投資額	-	1,200	12,205	13,405
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	2	4,958	67	5,026

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり金融関連事業等であります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 2,867百万円には、セグメント間取引消去 6百万円、子会社株式の取得関連費用 3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,869百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務・経理部門等管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額25,106百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産132,800百万円、セグメント間取引消去 107,693百万円が含まれております。全社資産の主なものは、当社での余資産運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
- (3) 持分法適用会社への投資額の調整額は、報告セグメントに属しない持分法適用会社への投資額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
266,092	40,326	6,600	313,019

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
18,426	2,277	1,866	22,570

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
280,864	46,641	6,098	333,603

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
18,890	1,745	1,826	22,462

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	リロケーション事業	福利厚生事業	海外戦略事業	観光事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	2	-	9,502	-	-	-	9,504

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	リロケーション事業	福利厚生事業	海外戦略事業	観光事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	133	-	450	-	-	-	583

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	リロケーション事業	福利厚生事業	海外戦略事業	観光事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	813	-	654	42	-	-	1,510
当期末残高	10,330	-	5,027	137	-	-	15,496

(注) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	リロケーション事業	福利厚生事業	海外戦略事業	観光事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	982	-	300	42	-	-	1,324
当期末残高	9,322	-	4,801	95	-	-	14,219

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要な負ののれんの発生益はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要な負ののれんの発生益はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
役員	越永 堅士			当社常務 取締役	(被所有) 直接 0.5	資金の貸付	資金の回収 (注2)	3	営業貸 付金	99

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件は、当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
役員	越永 堅士			当社常務 取締役	(被所有) 直接 0.5	資金の貸付	資金の回収 (注2)	1	営業貸 付金	99

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件は、当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっております。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は日本ハウズイング株式会社であり、その要約連結財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本ハウズイング株式会社	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	38,828	42,272
固定資産合計	16,786	16,847
流動負債合計	20,159	20,793
固定負債合計	2,610	2,245
純資産合計	32,844	36,081
売上高	116,565	114,967
税金等調整前当期純利益	6,307	6,334
親会社株主に帰属する当期純利益	4,075	4,182

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	324.93円	374.35円
1株当たり当期純利益金額	25.35円	61.88円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	21.25円	55.37円

(注) 1. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	3,818	9,354
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,818	9,354
期中平均株式数(株)	150,617,066	151,170,328
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	433	458
(うち受取利息(税額相当額控除後)(百万円))	(433)	(458)
普通株式増加数(株)	8,647,597	9,503,342
(うち新株予約権(株))	(1,095,412)	(155,017)
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(7,552,185)	(9,348,325)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度21千株(J-ESOP)、当連結会計年度21千株(J-ESOP)及び367千株(ESOP)であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度21千株(J-ESOP)、当連結会計年度21千株(J-ESOP)及び310千株(ESOP)であります。

(重要な後発事象)

株式取得による会社等の買収

当社は、2021年4月2日開催の取締役会において、(株)日商ベックス及び(株)日商管理サービス、(株)グランインテリアの3社(以下、「日商ベックスグループ」という。)の株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	(株)日商ベックス	(株)日商管理サービス	(株)グランインテリア
事業内容	不動産の売買・仲介・賃貸及び管理、損害保険代理業、建築工事・内装仕上工事の設計・施工・請負、等	不動産の売買・仲介・賃貸及び管理、損害保険代理業、建築工事・内装仕上工事の設計・施工・請負、等	土木建築工事・外構工事・室内装飾工事、照明器具の販売、家具及びインテリア用品の販売、等

企業結合を行う主な理由

当社グループは、2011年4月よりスタートしている第二の創業で「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」「真のサムライパワーを発揮できるよう、日本企業の世界展開を支援すること」そして、これら活動を通じ、「これから始まる日本の大転換をサポートすること」という新使命を持ち、また「グローバル・リロケーションカンパニーNo.1」というビジョンを掲げております。

現在は、2025年3月期を最終年度とする6ヵ年の中期経営計画「新第三次オリンピック作戦」が開始しておりますが、本中期経営計画では、使命・ビジョンの実現に向け、国内市場シェアダントツNo.1に向けた国内事業のさらなる強化に取り組むと同時に、世界の市場にリーチする土台作りに挑んでまいります。

当社グループでは、少子高齢化により、事業承継問題を抱える我が国の不動産賃貸管理業において、この受け皿となるべく「賃貸管理全国7ブロック展開」を2013年より開始してまいりましたが、それ以来、多数の賃貸管理会社からの賛同を受け、40社以上の賃貸管理会社がグループ入りいたしました。

日商ベックスグループは、東京都渋谷区代々木を本社に、不動産管理及び賃貸仲介・売買仲介並びに営繕工事業を行っております。1979年の設立以来、40年超の長きにわたる実績とその実績に基づく優良顧客基盤を保有し、賃貸管理戸数も約7,000戸と地域を代表する総合不動産企業グループです。

日商ベックスグループを新たに子会社化することで、賃貸管理会社間でのノウハウの共有やサービスの連携による顧客満足度の向上や事業シナジーの創出につなげ、当社グループの企業価値の向上と「賃貸管理全国7ブロック展開」の拡大につなげてまいります。

企業結合日

取締役会決議日	2021年4月2日
契約締結日	2021年4月2日
株式譲渡実行日	2021年4月5日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

名称変更の予定はありません。

取得予定の議決権比率

	(株)日商ベックス	(株)日商管理サービス	(株)グランインテリア
異動前の所有株式数	0株 (所有割合：0%)	0株 (所有割合：0%)	0株 (所有割合：0%)
取得株式数	100,000株 (所有割合：100%)	256株 (所有割合：100%)	800株 (所有割合：100%)
異動後の所有株式数	100,000株 (所有割合：100%)	256株 (所有割合：100%)	800株 (所有割合：100%)

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することを予定しているためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	86億32百万円
取得原価		86億32百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 9百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
㈱リロググループ	第1回無担保変動利付社債	2015年 12月25日	600	-	6か月円 TIBOR	なし	2020年 12月25日
	2021年満期ユーロ円建転換 社債型新株予約権付社債 (注)2	2018年 3月20日	25,572	-		なし	2021年 3月22日
	2027年満期ユーロ円建転換 社債型新株予約権付社債 (注)2	2020年 12月17日	-	24,752		なし	2027年 12月17日
㈱ホットハウス	第4回無担保社債	2016年 3月30日	300	-	0.8	なし	2021年 3月30日
	第5回無担保社債	2016年 4月25日	200	200 (200)	0.6	なし	2021年 4月23日
	第6回無担保社債	2020年 3月25日	100	100	0.5	なし	2025年 3月25日
	第7回無担保社債	2020年 3月25日	200	160 (40)	0.3	なし	2025年 3月25日
	第8回無担保社債	2021年 3月25日	-	200 (40)	0.2	なし	2026年 3月25日
	第9回無担保社債	2021年 3月30日	-	300	0.5	なし	2026年 3月30日
㈱駅前不動産 ホールディングス	第1回無担保社債	2019年 4月25日	120	120	0.9	なし	2024年 4月25日
	第2回無担保社債	2019年 5月27日	100	100	0.3	なし	2024年 5月24日
㈱駅前不動産	第2回無担保社債	2017年 11月30日	108	87 (21)	6か月円 TIBOR	なし	2024年 11月29日
㈱駅前工務店	第1回無担保社債	2019年 10月25日	70	60 (9)	0.4	なし	2026年 10月23日
㈱駅前不動産買 取バンク	第1回無担保社債	2018年 3月28日	100	-	-	なし	2020年 9月25日
合計			27,470	26,079 (310)			

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	発行すべき 株式の内容	新株予約 権の発行 価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (百万円)	新株予約権の行使 により発行した株 式の発行価額の総 額 (百万円)	新株予約 権の付与 割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込み に関する事 項
2021年満期 ユーロ円建 転換社債型 新株予約 権付社債	㈱リログ グループ普通 株式	無償	3,300.5	26,875 (注)1		100	自 2019年 10月1日 至 2021年 3月8日	(注)2
2027年満期 ユーロ円建 転換社債型 新株予約 権付社債	㈱リログ グループ普通 株式	無償	3,411	24,840 (注)3		100	自 2020年 12月31日 至 2027年 12月3日	(注)2

(注) 1. 額面金額は25,000百万円であります。

2. 新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

3. 額面金額は23,000百万円であります。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
310	110	110	430	352

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	19,819	12,591	0.6	
1年以内に返済予定の長期借入金	9,847	12,369	2.7	
1年以内に返済予定のリース債務	721	752	2.3	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	49,447	54,295	2.5	2022年～2050年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,873	1,802	0.7	2022年～2027年
合計	81,710	81,810		

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	12,419	15,110	8,927	4,942
リース債務	631	378	293	267

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	79,588	163,850	247,061	333,603
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	2,026	6,683	11,045	15,730
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	991	4,053	6,713	9,354
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	6.55	26.82	44.41	61.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	6.55	20.27	17.60	17.47

(注) 第3四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期及び第2四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しは反映された後の数値を記載しております

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,891	9,760
関係会社売掛金	2,191	2,321
関係会社短期貸付金	31,803	29,893
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	442	585
その他	1,408	1,702
流動資産合計	37,737	44,263
固定資産		
有形固定資産		
建物	48	57
工具、器具及び備品	19	21
リース資産	25	16
有形固定資産合計	93	96
無形固定資産		
ソフトウェア	228	204
その他	24	22
無形固定資産合計	252	226
投資その他の資産		
投資有価証券	9	10
関係会社株式	74,400	74,662
関係会社長期貸付金	12,967	13,066
繰延税金資産	518	146
その他	545	535
投資その他の資産合計	88,441	88,421
固定資産合計	88,787	88,743
繰延資産		
社債発行費	15	52
繰延資産合計	15	52
資産合計	126,541	133,059

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社買掛金	275	272
短期借入金	13,812	9,823
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	25,572	-
1年内返済予定の長期借入金	8,669	11,532
未払金	135	174
未払法人税等	83	114
関係会社預り金	15,023	15,608
賞与引当金	42	44
その他	671	220
流動負債合計	64,287	37,790
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	24,752
長期借入金	40,226	44,476
その他	-	25
固定負債合計	40,226	69,253
負債合計	104,513	107,044
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,667	2,667
資本剰余金		
資本準備金	2,859	2,859
資本剰余金合計	2,859	2,859
利益剰余金		
利益準備金	38	38
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,003	23,426
利益剰余金合計	19,041	23,464
自己株式	2,666	3,250
株主資本合計	21,901	25,741
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
新株予約権	125	273
純資産合計	22,027	26,015
負債純資産合計	126,541	133,059

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高		
関係会社受取配当金	7,199	8,120
その他の事業売上高	3,258	3,488
売上高合計	1 10,457	1 11,608
売上原価		
その他の事業売上原価	1,990	2,137
売上原価合計	1,990	2,137
売上総利益	8,467	9,470
販売費及び一般管理費	1,2 587	1,2 714
営業利益	7,880	8,756
営業外収益		
受取利息	625	679
関係会社受取利息	1 604	1 504
為替差益	-	12
その他	1 36	1 88
営業外収益合計	1,266	1,284
営業外費用		
支払利息	325	268
関係会社支払利息	1 1	1 1
社債発行費償却	17	18
その他	5	28
営業外費用合計	350	316
経常利益	8,796	9,724
特別利益		
投資有価証券売却益	119	-
その他	0	1
特別利益合計	119	1
特別損失		
関係会社株式評価損	538	-
その他	0	1
特別損失合計	538	1
税引前当期純利益	8,377	9,724
法人税、住民税及び事業税	276	368
法人税等調整額	291	371
法人税等合計	15	739
当期純利益	8,392	8,985

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,667	2,859	-	38	18,514	6,691	17,388
当期変動額							
剰余金の配当					3,882		3,882
当期純利益					8,392		8,392
自己株式の取得						0	0
自己株式の処分			4,021			4,024	3
自己株式処分差損の振替			4,021		4,021		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	488	4,024	4,513
当期末残高	2,667	2,859	-	38	19,003	2,666	21,901

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	110	12	17,511
当期変動額			
剰余金の配当			3,882
当期純利益			8,392
自己株式の取得			0
自己株式の処分			3
自己株式処分差損の振替			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	110	112	2
当期変動額合計	110	112	4,515
当期末残高	0	125	22,027

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,667	2,859	-	38	19,003	2,666	21,901
当期変動額							
剰余金の配当					4,393		4,393
当期純利益					8,985		8,985
自己株式の取得						1,440	1,440
自己株式の処分			167			856	688
自己株式処分差損の振替			167		167		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	4,423	583	3,839
当期末残高	2,667	2,859	-	38	23,426	3,250	25,741

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	0	125	22,027
当期変動額			
剰余金の配当			4,393
当期純利益			8,985
自己株式の取得			1,440
自己株式の処分			688
自己株式処分差損の振替			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	148	148
当期変動額合計	0	148	3,988
当期末残高	0	273	26,015

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

(3) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年又は5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税等及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債権債務等
通貨スワップ	外貨建長期借入金
金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替及び金利の変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用しており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約及び通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

BGRS Limited及びグループ会社7社（BGRSグループ）に係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

科目名	金額
関係会社株式	53,968百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式評価損に係る算出方法

BGRSグループに係る関係会社株式の期末評価に当たっては、取得原価と超過収益力を反映した実質価額との比較で行っており、その結果、実質価額が取得原価の50%を下回った場合に関係会社株式評価損が計上されます。

会計上の見積りの算出に用いた主要な仮定

実質価額の算定はBGRSグループの将来事業計画を基礎としておりますが、新型コロナウイルス感染症については、人の移動が正常化し、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況まで回復するのは2、3年かかるものと想定しており、その仮定をもとに事業計画を作成しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

2021年3月期において、BGRSグループに係る関係会社株式について減損処理をしておりますませんが、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明であり、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度以降、BGRSグループに係る関係会社株式に減損処理がされる可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(ストックオプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

偶発債務

債務保証

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ReIo Redac, Inc.	361百万円 (3,317千米ドル)	108百万円 (977千米ドル)
	4,026	6,755
BGRS Limited	(37,000千米ドル)	(61,018千米ドル)
	612	702
	(8,000千米ドル)	(8,000千カナダドル)
Relocation International(U.S.A.), Inc.	105 (968千米ドル)	-
(株)リロ・エクセル インターナショナル	625	625
計	5,730	8,190

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引(収入分)	10,457百万円	11,608百万円
営業取引(支出分)	569	530
営業取引以外の取引(収入分)	628	529
営業取引以外の取引(支出分)	1	1

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	312百万円	302百万円
従業員給料及び手当	40	45
賞与引当金繰入	2	2
減価償却費	4	6
おおよその割合		
販売費	%	%
一般管理費	100	100

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	5,395	16,534	11,138
合計	5,395	16,534	11,138

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	5,395	19,948	14,552
合計	5,395	19,948	14,552

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分		前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	国内子会社	5,430	5,480
	海外子会社	63,497	63,708
関連会社株式		77	77

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	12百万円	13百万円
関係会社株式評価損	189	189
繰越欠損金	488	135
その他	20	165
繰延税金資産小計	710	503
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	192	334
評価性引当額小計	192	334
繰延税金資産合計	518	169
繰延税金負債との相殺	0	22
繰延税金資産の純額	518	146
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0百万円	0百万円
その他	-	22
繰延税金負債合計	0	22
繰延税金資産との相殺	0	22
繰延税金負債の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	25.8	25.1
評価性引当額の増減額	6.7	1.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
その他	1.6	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2	7.6

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	48	15	1	5	57	32
	工具、器具及び 備品	19	8	0	6	21	76
	リース資産	25	-	-	8	16	30
	計	93	24	1	20	96	139
無形固定資産	ソフトウェア	228	43	-	67	204	-
	その他	24	-	-	2	22	-
	計	252	43	-	69	226	-

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

有形固定資産

建物	事務所新設等	10百万円
工具、器具及び備品	机等	8百万円

無形固定資産

ソフトウェア	人事管理システム	32百万円
--------	----------	-------

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	42	44	42	44

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載いたします。電子公告を掲載する当社のホームページアドレスは次のとおりです。 https://www.relo.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に規定する権利以外の権利を行使できません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第53期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第54期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月14日関東財務局長に提出。

(第54期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月16日関東財務局長に提出。

(第54期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号(新株予約権付社債の発行)に基づく臨時報告書

2020年12月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2(連結子会社による子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書

2021年4月7日関東財務局長に提出。

(5) 訂正四半期報告書及び確認書

(第53期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2020年11月16日関東財務局長に提出。

(第53期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月30日)2020年11月16日関東財務局長に提出。

(6) 訂正臨時報告書

2020年6月30日提出の臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)に係る訂正報告書

2020年10月2日関東財務局長に提出

2020年12月1日提出の臨時報告書(新株予約権付社債の発行)に係る訂正報告書

2020年12月2日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

株式会社リログループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 孫 延 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 淵 直 樹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リログループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リログループ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BGRS Limitedに係るのれん及び顧客関連資産（のれん等）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、グローバルリロケーションカンパニーとして、日本企業の世界展開の支援等のため、北米・欧州・アジア等の地域におけるサポート体制構築を目的として会社が設立した海外子会社を通じて、BGRS Limitedを2019年6月に取得している。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度の海外戦略事業セグメントとしてBGRS Limitedに係るのれん2,957百万円及び、顧客関連資産10,449百万円が連結貸借対照表に計上されている（これらを「のれん等」という）。</p> <p>BGRS Limitedののれん等の評価については、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告18号）」に従い、国際財務報告基準に準拠して減損テストを実施している。</p> <p>会社は減損テストを実施するに当たっては、当該のれん等を含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定しており、使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定している。見積将来キャッシュ・フローは、5か年の事業計画を基礎としているが、見積りに当たり、新型コロナウイルス感染症による影響の将来的な回復見通し、顧客企業における赴任件数、売上単価及び成長率について経営者の重要な見積り要素が含まれている。また、使用価値算定に当たり使用した割引率には固有のリスクプレミアム等の重要な仮定が用いられている。</p> <p>当該のれん等の回収可能価額の算定上、将来キャッシュ・フロー及び割引率の決定に際しては、重要な見積り要素や仮定に不確実性や経営者による主観的判断が伴うため、のれん等の評価について監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、BGRS Limitedののれん等を含む資金生成単位の回収可能価額を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収可能価額の基礎となる事業計画の合理性及び割引率等の重要な仮定に関する社内検討等の内部統制の理解、整備状況及び運用状況の評価 ・事業計画について、過去の予算及び実績との比較、経営者の予測について予算策定部署へのインタビューや新型コロナウイルス感染症に関する影響の将来的な見通しについて外部情報との整合性検討 ・事業計画の算定の基礎である顧客企業における赴任件数、顧客別の売上単価、成長率について、過去の実績との比較検討及び経営者の見積りに係る仮定の合理性についての分析・評価 ・当監査法人所属の内部専門家を関与させ、使用価値の算定における評価手法の検証、及び使用される割引率が評価時点における市場評価を反映するように合理的に決定されていることの検討

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか

結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リログループの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社リログループが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社リログループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 孫 延 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 渕 直 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リログループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リログループの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BGRS Limited及びグループ会社7社（BGRSグループ）に係る関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、グローバルリロケーションカンパニーとして日本企業の世界展開の支援等のため、北米・欧州・アジア等の地域のサポート体制構築を目的としてBGRS Limited他7社の株式を保有しており、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、関係会社株式53,968百万円が貸借対照表に計上されている。 関係会社株式の減損処理を検討するに当たり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較しており、当該実質価額に含まれる超過収益力の評価については、連結貸借対照表に計上されているBGRS Limitedに係るのれんと同様の経営者の見積り要素が含まれることから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価において、主に、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項「BGRS Limitedに係るのれん及び顧客関連資産（のれん等）の評価」に記載の監査上の対応を実施した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。